

第1期 飛騨市生涯安心計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月
岐阜県飛騨市

< 目 次 >

第1編 総論

第1章 「第1期 生涯安心計画」の策定にあたって・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の主旨	
2 計画の性格、位置付け及び名称について	
3 計画の期間	
4 計画の策定と推進	
（1）策定方法	
（2）住民と行政の協働による推進	
（3）施策の推進体制	
5 障がい者総合支援法のサービス体系	
第2章 障がい者の現状・・・・・・・・・・	4
1 障がい者（障がい者手帳所持者）の現状	
（1）身体障がい者	
（2）知的障がい者	
（3）精神障がい者	
（4）難病患者	

第2編 第1期 生涯安心計画（障がい者関係）

第1章 国の基本指針に即して定める「第5期障がい福祉計画」・・・・・	1 1
1 計画の策定にあたって	
（1）計画の性格、位置付け及び名称について	
（2）第5期計画の期間	
（3）計画の推進体制	
2 障がい福祉サービス等の現状	
（1）自立支援給付	
（2）地域生活支援事業	
第2章 成果目標・・・・・・・・・・	2 1
1 平成32年度の数値（成果）目標の設定	
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	
（2）精神障がい者支援施設の必要定員総数の設定	
（3）地域生活支援拠点等の整備	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
第3章 活動目標等	29
1 障がい福祉サービス等の見込量と確保策等	
(1) 指定障がい福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	
(2) 飛騨市が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	
(3) 地域生活支援促進事業	
第4章 地域共生社会に向けた取組み	43
1 社会資源等の仕組みづくり	
(1) 継続的な支援体制の整備	
(2) 就労支援と社会参加	
(3) 社会生活の支援	
(4) 共生のまちづくり	
(5) 細やかな支援の実施	
第3編 第1期 生涯安心こども計画（第1期障がい児福祉計画）	
第1章 国の基本指針に即して定める「第1期障がい児福祉計画」	52
1 計画の策定にあたって	
(1) 計画の目的・性格	
(2) 計画期間	
(3) 計画の策定方法と推進体制	
2 障がい児支援の提供体制に関する基本的な考え方	
3 計画の概要	
(1) 「早期発見」「早期支援」	
(2) 保護者のみならず家族支援	
(3) 支援者の人材育成と相談対応	
(4) 危機管理	
(5) 保育所や学校 地域住民の意識改革（差別意識の撲滅）	
4 現状（第4期計画の進捗状況を含む）と課題	
(1) 支援を必要としている子どもの把握	
(2) 支援を必要としている子どもの発見	
(3) 発見・相談	
(4) 対応方法	
第2章 成果目標	68

- 1 平成32年度の成果目標
 - (1) 基幹相談支援センターの整備
 - (2) 地域生活支援拠点の整備
 - (3) 児童発達支援センター

第3章 活動指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

- 1 提供体制の整備等
 - (1) 平成32年度の活動指標の設定
- 2 サービス提供等の見込み量と確保施策
 - (1) サービス提供等の見込み量と確保施策
 - (2) 早期発見（相談）
 - (3) 早期発見（訪問）
 - (4) 早期対応
- 3 飛騨市発達支援センターの役割（平成30年度からの挑戦）

第4章 地域共生社会の実現にむけた取り組み・・・・・・・・ 87

- 1 地域住民が全体的に地域づくりに取り組みための仕組みづくり
 - (1) 生活のしづらさの理解（啓発・研修会の実施）
 - (2) 家族への支援
 - (3) 共生のまちづくり
- 2 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 3 専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築
- 4 その他
 - (1) 支援者の人材育成と相談対応
 - (2) 危機管理
 - ① 避難行動要支援者名簿の整備
 - ② 災害情報の伝達手段の周知
 - ③ 福祉避難所等の設置
 - ④ 地区の避難所での特別な配慮の必要な子ども対応の啓発
 - (3) 差別意識の撲滅
 - ① 啓発広報活動の推進
 - ② 人権教育・社会教育等の推進

- 1 障がい福祉サービス等の円滑な提供
- 2 計画の推進体制と進行管理

巻末資料

- 1 用語解説

備考

- 1 第1編の第3章、第4章では、事業の実施種別を、下記の記号で表示し、当該事業の実施目標年度を記載しています。
継続事業を「□」、拡充事業を「○ .. (H00 年度)」、新規事業を「◎.. (H00 年度)」
- 2 この計画書では法制上の用語も含め「障害」の標記は「障がい」に統一しました。

第1編 総論

第1章 「第1期 飛騨市生涯安心計画」の策定にあたって

1 計画策定の主旨

平成18年4月に、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざし、「障がい者自立支援法」が施行され、それまでの身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律及び児童福祉法により規定されていた各種福祉サービスが整理統合されました。

その目的を達成するにあたり、市町村は、国の指針に則して、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障がい福祉計画の策定が義務付けられました。飛騨市においても、この「障がい者自立支援法」を根拠法とし、平成18～20年度を第1期、平成21～23年度を第2期、平成24～26年度を第3期として障がい福祉計画を策定し、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実など障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、「障がい者自立支援法」が改正され、名称も新たに「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）として施行されました。

この「障がい者総合支援法」を根拠法とし「第4期 飛騨市障がい福祉計画」は、第3期の飛騨市障がい福祉計画の進捗状況や、各年度における障がい福祉サービスの実績を踏まえ、平成27～29年度を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、飛騨市における施策の一層の充実を図るために策定し、障がい者施策の一層の推進と、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってきました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障がい者差別解消法」という。）」が施行されたほか、岐阜県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、「岐阜県障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が施行されました。特にこの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現施策に取り組むことが規定されています。

さらには、「障がい者の雇用の促進等に関する法律（以下「障がい者雇用促進法」という。）」改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取組が推進されているほか、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取組も強化が進んでいます。

また、平成28年5月には「障がい者総合支援法」および「児童福祉法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活が営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推

進するため、障がい児福祉計画を策定することとなりました。

本市では、このような障がい者施策の変化に的確に対応しながら、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組を基本理念とし、市の実情を踏まえ、障がいのある人もない人も生涯共に安心して暮らせるまちづくりをめざし、第5期計画にあたる飛騨市障がい福祉計画について、新たに策定されることとなった「第1期 障がい児福祉計画」（第3編に記述）を加え、『第1期 飛騨市生涯安心計画』として改定するものです。

2 計画の性格、位置付け及び名称について

この「第1期飛騨市生涯安心計画」は、障がい者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画」、障がい者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」、及び児童福祉法30条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定するものであり、市の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障がい福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

計画の名称については、障がいの有無にかかわらず国民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するという目的を明示するために、今回「第1期 障がい児福祉計画」を加え策定する「第5期 飛騨市障がい者福祉計画」の計画名を「第1期 飛騨市生涯安心計画」と定め、飛騨市障がい児者支援ビジョン(障がい児者福祉計画骨子)を具体化するため、障がい者の状況や地域特性を的確に把握し、飛騨市が取り組むべき課題や障がい者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める内容とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

4 計画の策定と推進

(1) 策定方法

生涯安心計画は、サービスを利用する障がい児者等のニーズを把握し、意見を反映させる必要があります。本市では計画策定に際して、平成29年2月に策定した「飛騨市障がい児

者福祉ビジョン「障がい者・障がい児福祉計画骨子（以下、ビジョンという。）」に基づき策定の検討を、障がい福祉課、発達支援センター内で行いました。また、ビジョン策定後、家族や支援者はもとより、関係機関からの貴重な声を反映するよう努めました。

（２）住民と行政の協働による推進

障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、当事者の努力や行政の支援だけで推進できるものではありません。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。

そこで、計画の推進にあたっては、住民の協力が得られるよう働きかけ、身体障がい者福祉協会、障がい児（者）をもつ親の会等の当事者組織、医師会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア連絡会等関連組織の連携を強化し、住民と行政の協働による施策の展開をめざします。

（３）施策の推進体制

本計画は、福祉の分野に限らず、保健、教育、就労など幅広い分野にまたがった計画であるため、市の障がい福祉担当が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進します。

障がい福祉サービス等が、障がい者のニーズに応じて的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。計画の進行管理については、飛騨市障がい者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）を通じて行います。

５ 障がい者総合支援法のサービス体系

障がい者総合支援法による障がい福祉サービスは、『介護給付』といわれる「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「重度障がい者等包括支援」「施設入所支援」と、『訓練等給付』といわれる「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」「共同生活援助（グループホーム）」があります。

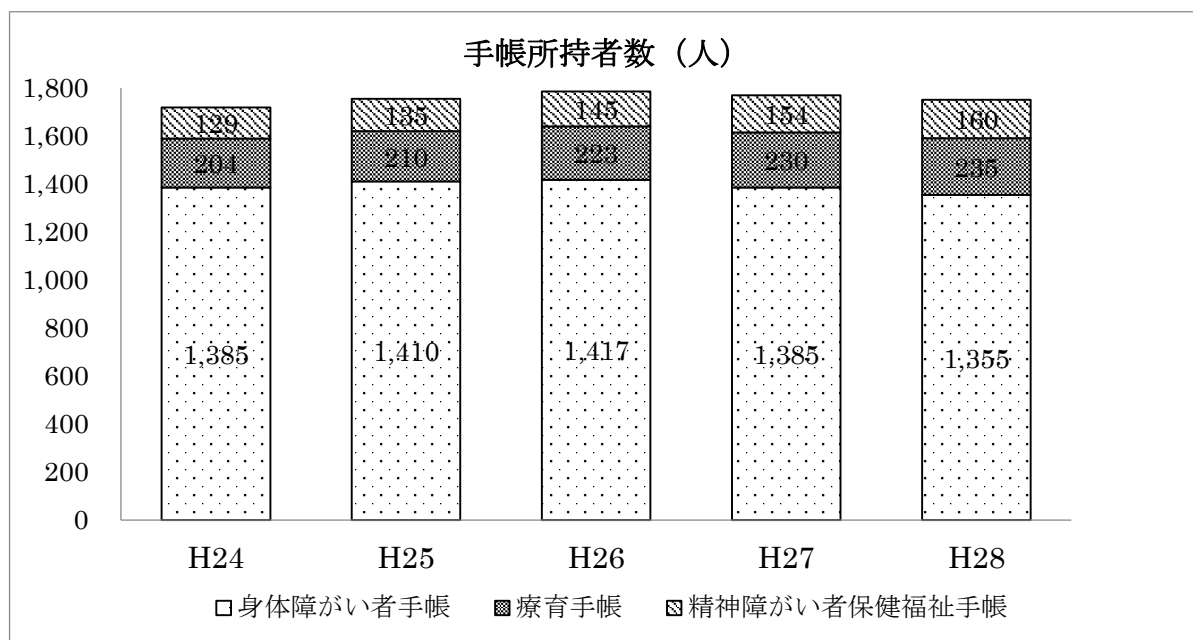
この『介護給付』と『訓練等給付』は、国や県の経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」といわれ、市の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」と大別されています。

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者（障がい者手帳所持者）の現状

市内の障がい者手帳所持者は、平成28年度末現在、身体障がい者手帳1,355人、療育手帳（知的）235人、精神障がい者保健福祉手帳160人、合計1,750人となっており、市人口に占める割合は6.9%となっています。

平成24年度と比較すると、療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳ともに31人の増となっており、年々増加の傾向にあります。



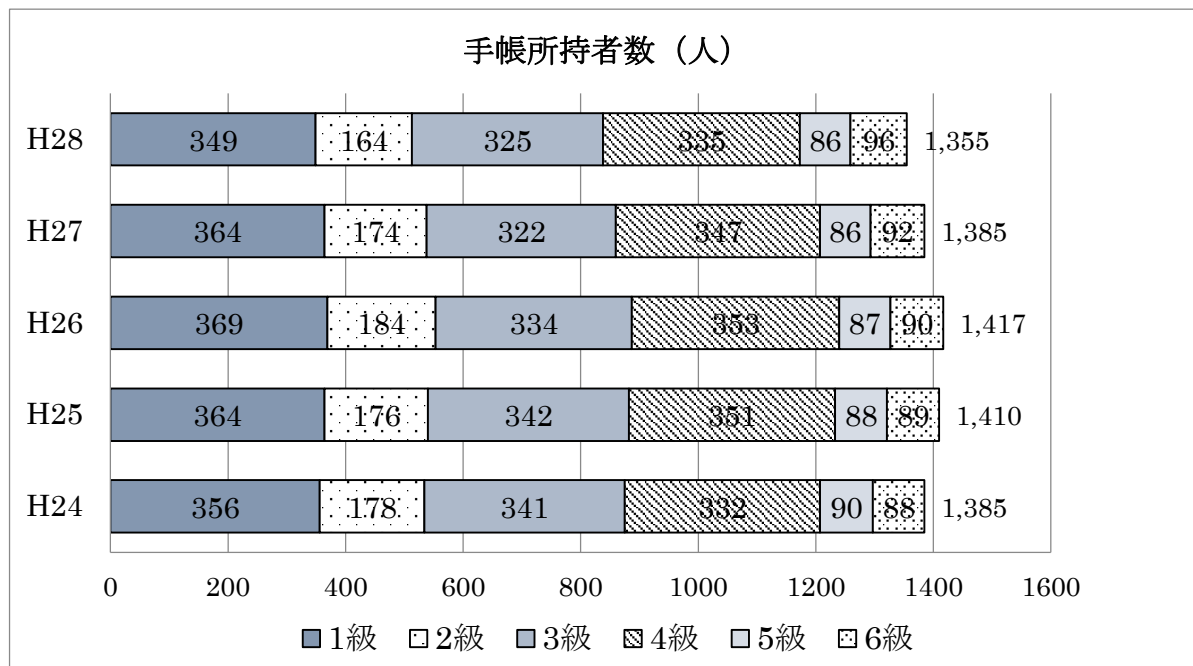
（1）身体障がい者

① 障がい等級別

障がい等級別にみると、平成28年度末の1級・2級（重度）の手帳所持者は513人となっており、全体の約4割弱を占めています。次いで、3級・4級（中度）は660人、5級・6級（軽度）は182人となっています。

平成24年度から平成28年度までの等級別の推移をみると、6級は微増、全体的には減少傾向にあります。

障がい等級別の推移（H24～H28 年度）

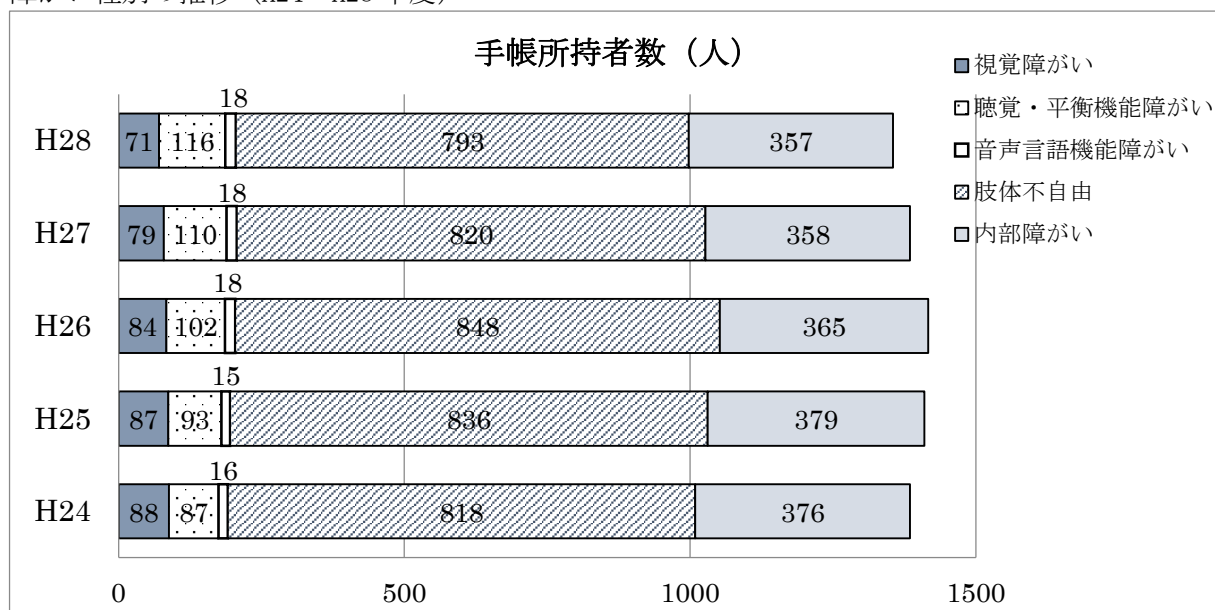


② 障がい種別

障がい種別でみると、平成 28 年度末は肢体不自由が 793 人と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで、内部障がいが 357 人と多くなっています。

平成 24 年度から平成 28 年度までの種別の推移をみると、聴覚・平衡機能障がいが増加しているのに対し、その他の障がいは横ばい又は減少しています。また、65 歳以上の障がいのある方は 1,088 人で、80.3%を占め、障がいのある方の高齢化がみられます。

障がい種別の推移（H24～H28 年度）



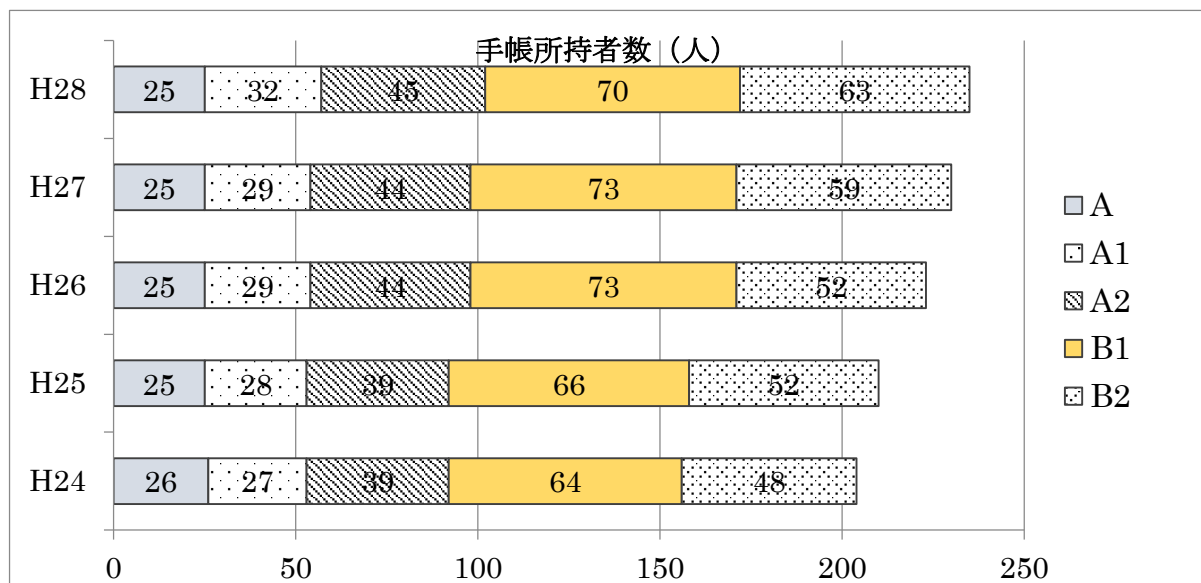
(2) 知的障がい者

① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、平成 28 年度末で重度（A 判定）は 102 人、中度（B 1 判定）が 70 人、軽度（B 2 判定）が 63 人となっており、A 判定の手帳所持者は、全体の約 4 割を占めています。

平成 24 年度から平成 28 年度への推移では、全体では 1.15 倍に、障がい程度別では重度（A 判定）が 1.11 倍、中度（B 1 判定）が 1.09 倍、軽度（B 2）は 1.31 倍となっています。

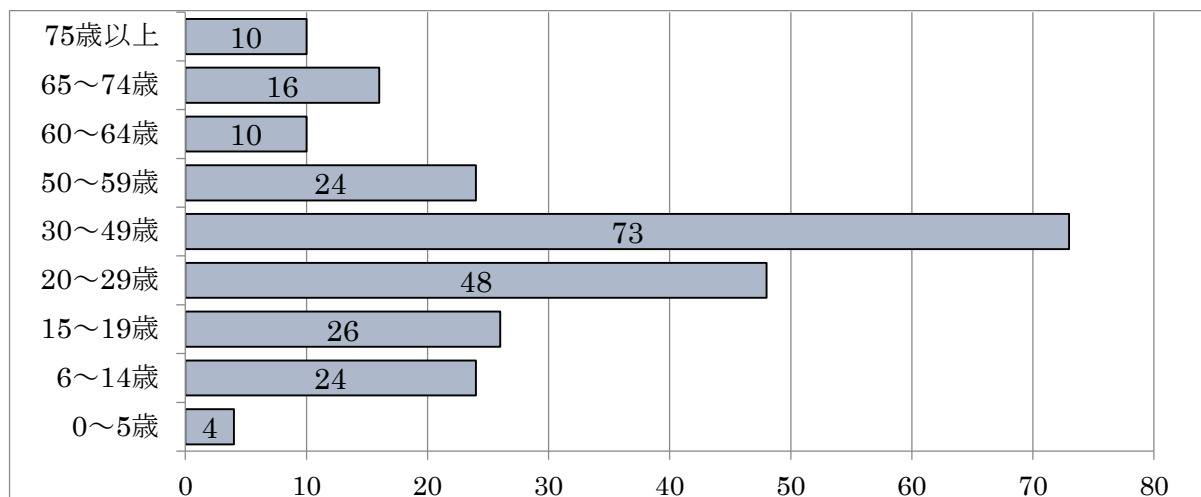
障がい程度別の推移（H24～H28 年度）



② 年齢階層別

年齢別では、20 歳代から 30 歳代までが最も多く、身体障がい者手帳所持者とは異なり、比較的若年層が多くなっています。

療育手帳所持者の年齢別分布（平成 29 年 3 月末現在、人）



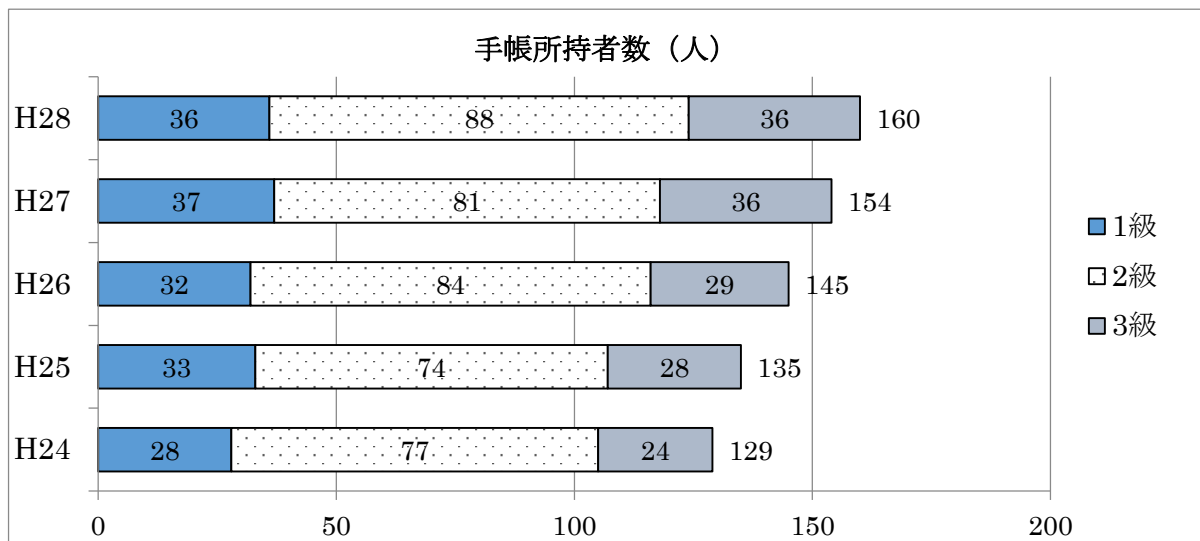
(3) 精神障がい者

① 障がい等級別

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成 28 年度は 160 人となり、平成 24 年度と比べて 31 人増、伸び率は 24.0% となり、年々増加傾向にあります。

等級別では、2 級が 88 人と最も多く、全体の約 6 割弱（55%）と半数以上を占めています。

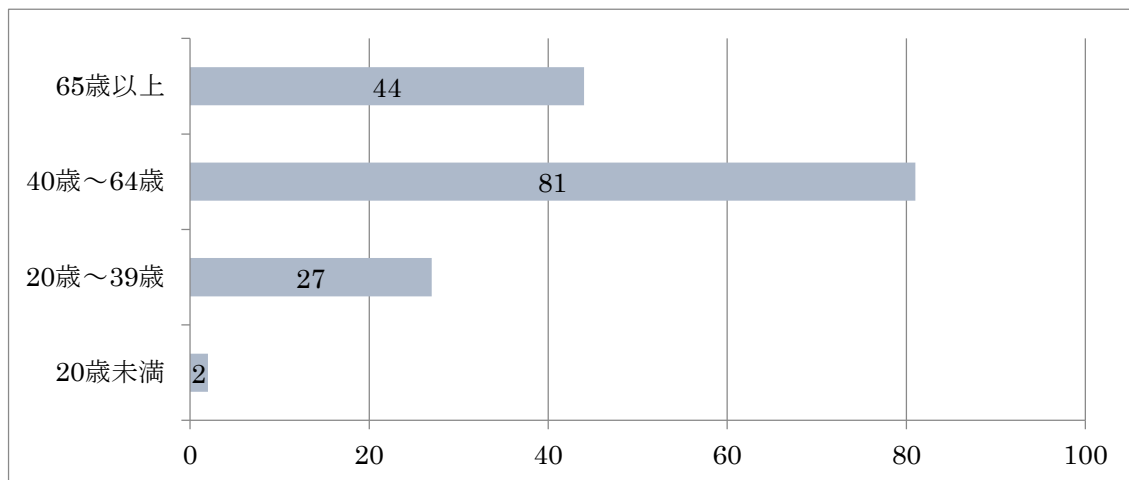
障がい等級別の推移（H24～H28 年度）



② 年齢階層別

年齢別では、40 歳から 64 歳が最も多くなっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（平成 28 年 3 月末現在、人）



(4) 難病患者

障がい者総合支援法の施行により、身体障がい者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障がい福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、平成 29 年 4 月からは、法の対象となる難病等が 358 疾病に拡大されています。

また、平成 27 年 1 月から難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、特定疾患治療研究事業は新たに指定難病医療費助成制度として対象疾病も拡大されています。平成 28 年度末の対象疾病は 306 疾病となっています。

障がい者総合支援法の対象となる難病等（平成 29 年 4 月 1 日現在）

1	アイカルディ症候群	121	骨形成不全症	241	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）
2	アイザックス症候群	122	骨髄異形成症候群	242	特発性後天性全身性無汗症
3	I g A 腎症	123	骨髄線維症	243	特発性大腿骨頭壊死症
4	I g G 4 関連疾患	124	ゴナドトロピン分泌亢進症	244	特発性門脈圧亢進症
5	亜急性硬化性全脳炎	125	5p 欠失症候群	245	特発性両側性感音難聴
6	アジソン病	126	コフィン・シリズ症候群	246	突発性難聴
7	アッシャー症候群	127	コフィン・ローリー症候群	247	ドラベ症候群
8	アトピー性脊髄炎	128	混合性結合組織病	248	中條・西村症候群
9	アペール症候群	129	鰓耳腎症候群	249	那須・ハコラ病
10	アミロイドーシス	130	再生不良性貧血	250	軟骨無形成症
11	アラジール症候群	131	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	251	難治顔回部分発作重積型急性脳炎
12	有馬症候群	132	再発性多発軟骨炎	252	22q11.2 欠失症候群
13	アルポート症候群	133	左心低形成症候群	253	乳幼児肝巨大血管腫
14	アレキサンダー病	134	サルコイドーシス	254	尿素サイクル異常症
15	アンジェルマン症候群	135	三尖弁閉鎖症	255	ヌーナン症候群
16	アントレー・ピクスラー症候群	136	三頭酵素欠損症	256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
17	イソ吉草酸血症	137	CFC 症候群	257	脳髄黄色腫症
18	一次性ネフローゼ症候群	138	シェーグレン症候群	258	脳表へモジデリン沈着症
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	139	色素性乾皮症	259	膿疱性乾癬
20	I p 36 欠失症候群	140	自己貪食空胞性ミオパチー	260	嚢胞性線維症
21	遺伝性自己炎症疾患	141	自己免疫性肝炎	261	パーキンソン病
22	遺伝性ジストニア	142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	262	バージャー病
23	遺伝性周期性四肢麻痺	143	自己免疫性溶血性貧血	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
24	遺伝性膀胱炎	144	四肢形成不全	264	肺動脈性肺高血圧症
25	遺伝性鉄芽球性貧血	145	シトステロール血症	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
26	VATER 症候群	146	シトリン欠損症	266	肺胞低換気症候群
27	ウィーバー症候群	147	紫斑病性腎炎	267	バッド・キアリ症候群
28	ウィリアムズ症候群	148	脂肪萎縮症	268	ハンチントン病
29	ウィルソン病	149	若年性肺気腫	269	汎発性特発性骨増殖症
30	ウエスト症候群	150	シャルコー・マリー・トゥース病	270	P C D H 19 関連症候群
31	ウェルナー症候群	151	重症筋無力症	271	非ケトーシス型高グリシン血症
32	ウォルフラム症候群	152	修正大血管転位症	272	肥厚性皮膚骨膜炎
33	ウルリッヒ病	153	シュワルツ・ヤンペル症候群	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群

34	HTLV-1 関連脊髄症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
35	A T R-X 症候群	155	神経細胞移動異常症	275	肥大型心筋症
36	A D H 分泌異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	276	左肺動脈右肺動脈起始症
37	エーラス・ダンロス症候群	157	神経線維腫症	277	ビタミンD 依存性くる病/骨軟化症
38	エプスタイン症候群	158	神経フェリチン症	278	ビタミンD 抵抗性くる病/骨軟化症
39	エプスタイン病	159	神経有棘赤血球症	279	ビッカースタッフ脳幹脳炎
40	エマヌエル症候群	160	進行性核上性麻痺	280	非典型溶血性尿毒症症候群
41	遠位型ミオパチー	161	進行性骨化性線維異形成症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症
42	円錐角膜	162	進行性多巣性白質脳症	282	皮膚筋炎/多発性筋炎
43	黄色靱帯骨化症	163	進行性白質脳症	283	びまん性汎細気管支炎
44	黄斑ジストロフィー	164	進行性ミオクロームステんかん	284	肥満低換気症候群
45	大田原症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	285	表皮水疱症
46	オクシピタル・ホーン症候群	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	286	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
47	オスラー病	167	スタージ・ウェーバー症候群	287	ファイファー症候群
48	カーニー複合	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	288	ファロー四徴症
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	169	スミス・マギニス症候群	289	ファンconi 貧血
50	潰瘍性大腸炎	170	スモン	290	封入体筋炎
51	下垂体前葉機能低下症	171	脆弱 X 症候群	291	フェニルケトン尿症
52	家族性地中海熱	172	脆弱 X 症候群関連疾患	292	複合カルボキシラーゼ欠損症
53	家族性良性慢性天疱瘡	173	正常圧水頭症	293	副甲状腺機能低下症
54	カナバン病	174	成人スチル病	294	副腎白質ジストロフィー
55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	175	成長ホルモン分泌亢進症	295	副腎皮質刺激ホルモン不応症
56	歌舞伎症候群	176	脊髄空洞症	296	ブラウ症候群
57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	177	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	297	ブラダー・ウィリ症候群
58	カルニチン回路異常症	178	脊髄髄膜瘤	298	プリオン病
59	加齢黄斑変性	179	脊髄性筋萎縮症	299	プロピオン酸血症
60	肝型糖原病	180	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	300	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
61	間質性膀胱炎（ハンナ型）	181	前眼部形成異常	301	閉塞性細気管支炎
62	環状 20 番染色体症候群	182	全身型若年性特発性関節炎	302	β -ケトチオラーゼ欠損症
63	関節リウマチ	183	全身性エリテマトーデス	303	ベーチェット病
64	完全大血管転位症	184	先天異常症候群	304	ベスレムミオパチー
65	眼皮膚白皮症	185	先天性横隔膜ヘルニア	305	ヘパリン起因性血小板減少症
66	偽性副甲状腺機能低下症	186	先天性核上性球麻痺	306	ヘモクロマトーシス
67	ギャロウェイ・モワト症候群	187	先天性気管狭窄症	307	ペリー症候群
68	急性壊死性脳症	188	先天性魚鱗癬	308	ペルーシド角膜辺縁変性症
69	急性網膜壊死	189	先天性筋無力症候群	309	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
70	球脊髄性筋萎縮症	190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	310	片側巨脳症
71	急速進行性糸球体腎炎	191	先天性三尖弁狭窄症	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
72	強直性脊椎炎	192	先天性腎性尿崩症	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
73	強皮症	193	先天性赤血球形成異常性貧血	313	発作性夜間ヘモグロビン尿症
74	巨細胞性動脈炎	194	先天性僧帽弁狭窄症	314	ポルフィリン症
75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	195	先天性大脳白質形成不全症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群
76	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	196	先天性肺静脈狭窄症	316	マルファン症候群

77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	197	先天性風疹症候群	317	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	198	先天性副腎低形成症	318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
79	筋萎縮性側索硬化症	199	先天性副腎皮質酵素欠損症	319	慢性再発性多発性骨髄炎
80	筋型糖原病	200	先天性ミオパチー	320	慢性膵炎
81	筋ジストロフィー	201	先天性無痛無汗症	321	慢性特発性偽性腸閉塞症
82	クッシング病	202	先天性葉酸吸収不全	322	ミオクロニー欠伸てんかん
83	クリオピリン関連周期熱症候群	203	前頭側頭葉変性症	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	204	早期ミオクロニー脳症	324	ミトコンドリア病
85	クルーゾン症候群	205	総動脈幹遺残症	325	無虹彩症
86	グルコーストランスポーター1欠損症	206	総排泄腔遺残	326	無脾症候群
87	グルタル酸血症1型	207	総排泄腔外反症	327	無βリボタンパク血症
88	グルタル酸血症2型	208	ソトス症候群	328	メープルシロップ尿症
89	クロウ・深瀬症候群	209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	329	メチルグルタコン酸尿症
90	クローン病	210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	330	メチルマロン酸血症
91	クロンカイト・カナダ症候群	211	大脳皮質基底核変性症	331	メビウス症候群
92	痙攣重積型（二相性）急性脳症	212	大理石骨病	332	メンケス病
93	結節性硬化症	213	ダウン症候群	333	網膜色素変性症
94	結節性多発動脈炎	214	高安動脈炎	334	もやもや病
95	血栓性血小板減少性紫斑病	215	多系統萎縮症	335	モワット・ウイルソン症候群
96	限局性皮質異形成	216	タナトフォリック骨異形成症	336	薬剤性過敏症症候群
97	原発性局所多汗症	217	多発血管炎性肉芽腫症	337	ヤング・シンプソン症候群
98	原発性硬化性胆管炎	218	多発性硬化症／視神経脊髄炎	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
99	原発性高脂血症	219	多発性軟骨性外骨腫症	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
100	原発性側索硬化症	220	多発性嚢胞腎	340	4p欠失症候群
101	原発性胆汁性胆硬変管炎	221	多脾症候群	341	ライソゾーム病
102	原発性免疫不全症候群	222	タンジール病	342	ラスムッセン脳炎
103	顕微鏡的大腸炎	223	単心室症	343	ランゲルハンス細胞組織球症
104	顕微鏡的多発血管炎	224	弾性線維性仮性黄色腫	344	ランドウ・クレフナー症候群
105	高IgD症候群	225	短腸症候群	345	リジン尿性蛋白不耐症
106	好酸球性消化管疾患	226	胆道閉鎖症	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	227	遅発性内リンパ水腫	347	両大血管右室起始症
108	好酸球性副鼻腔炎	228	チャージ症候群	348	リンパ管腫症/ゴーハム病
109	抗糸球体基底膜腎炎	229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	349	リンパ脈管筋腫症
110	後縦靱帯骨化症	230	中毒性表皮壊死症	350	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
111	甲状腺ホルモン不応症	231	腸管神経節細胞僅少症	351	ルビンシュタイン・ティビ症候群
112	拘束型心筋症	232	TSH分泌亢進症	352	レーベル遺伝性視神経症
113	高チロシン血症1型	233	TNF受容体関連周期性症候群	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
114	高チロシン血症2型	234	低ホスファターゼ症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
115	高チロシン血症3型	235	天疱瘡	355	レット症候群
116	後天性赤芽球癆	236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	356	レノックス・ガストー症候群
117	広範脊柱管狭窄症	237	特発性拡張型心筋症	357	ロスマンド・トムソン症候群
118	抗リン脂質抗体症候群	238	特発性間質性肺炎	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
119	コケイン症候群	239	特発性基底核石灰化症		
120	コステロ症候群	240	特発性血小板減少性紫斑病		

第2編 第1期 生涯安心計画（障がい者関係）

第1章 国の基本指針に即して定める「第5期障がい福祉計画」

1 計画の策定にあたって

（1）計画の性格、位置付け及び名称について

生涯安心計画は、障がい者総合支援法第89条に基づき、国の定める基本指針（根拠規定：障がい者総合支援法第87条（基本指針）「障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号））に即し、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

計画の名称については、障がいの有無にかかわらず国民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するという目的を明示するために、今回策定する「第5期」から「飛騨市障がい者福祉計画」の計画名を「飛騨市生涯安心計画」、期間名も「第1期」として定め、飛騨市障がい児者支援ビジョン（障がい児者福祉計画骨子）を具体化するため、障がい者の状況や地域特性を的確に把握し、飛騨市が取り組むべき課題や障がい者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める内容とします。

（2）第5期計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

（3）計画の推進体制

生涯安心計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて生涯安心計画の見直しの措置を講じます。

① 支援者の会等との協働

生涯安心計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、支援者の会等で意見を聴き、実践活動面で障がい福祉計画の推進に資するよ

う関係者間の協働を図ります。

② 自立支援協議会への協議

生涯安心計画の進捗状況等を「自立支援協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、生涯安心計画を見直す場合は、市民に広く意見募集するとともに自立支援協議会において、その内容を協議します。

2 障がい福祉サービス等の現状

(1) 自立支援給付

この項では、障がい福祉サービスの体系でいう、介護給付、訓練等給付及び相談支援について、下表のとおり、サービスの様態による4つの系統に分類し、サービス実施状況を検証します。

自立支援給付サービスの様態と内容

(1) 訪問系サービス	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅で入浴、排せつ、食事や調理の介護等を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由の人に、居宅で入浴、排せつ、食事や調理の介護等、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	重度視覚障がい者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、自傷、徘徊などの危険を回避するため、必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	極めて重度の障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
(2) 日中活動系サービス	サービスの概要
生活介護	常時の介護を必要とする人に、居宅以外の指定された場所での入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
	療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
(3) 居住系サービス		サービスの概要
	共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。
(4) 相談支援		サービスの概要
	計画相談支援	障がい者の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案し、より良い生活を送れるようサービス等利用計画を作成します。
	地域移行支援	障がい者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	ひとり暮らしの障がい者等が地域でうまく生活して行けるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

① 訪問系サービス

当市で実施しているのは居宅介護と同行援護の 2 つのサービスです。どちらもサービスの認知度が高くなってきており、サービスの利用人数も増えてきています。それに伴い、サービスを提供する事業所も徐々に人員が確保され、現在の需要と供給のバランスが取れている状況です。しかしながら、重度訪問介護や重度障がい者包括支援というサービスについては現在、提供できる事業所がなく、当市ではサービスを実施できていない現状です。

サービス名		第 4 期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護（ホームヘルプサービス）	計画	人分	35	37	37
		時間分	525	555	555
	実績	人分	35	35	
		時間分	323	304	
重度訪問介護	計画	人分	0	0	0
		時間分	0	0	0
	実績	人分	0	0	
		時間分	0	0	

同行援護	計画	人分	6	7	8
		時間分	120	140	160
	実績	人分	4	5	
		時間分	21	30	
行動援護	計画	人分	0	0	0
		時間分	0	0	0
	実績	人分	0	0	
		時間分	0	0	
重度障がい者等包括支援	計画	人分	0	0	0
		時間分	0	0	0
	実績	人分	0	0	
		時間分	0	0	

② 日中活動系サービス

平成23年度に就労継続支援施設B型事業所が1箇所、平成26年度に就労継続支援A型事業所が1箇所設立されました。その他の日中活動に関しては、市外の福祉サービスを利用しています。利用者も増加傾向にあり、特に就労系サービス利用者が増えてきています。

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
生活介護	計画	人分	84	89	94
		時間分	1,848	1,958	2,068
	実績	人分	85	86	
		時間分	1,779	1,757	
自立訓練（機能訓練）	計画	人分	0	0	0
		時間分	0	0	0
	実績	人分	0	0	
		時間分	0	0	
自立訓練（生活訓練）	計画	人分	6	6	6
		時間分	132	132	132
	実績	人分	2	3	
		時間分	19	57	
就労移行支援	計画	人分	9	10	10
		時間分	198	220	220
	実績	人分	4	5	
		時間分	71	44	

就労継続支援（A型）	計画	人分	8	10	12
		時間分	176	220	264
	実績	人分	20	21	
		時間分	422	427	
就労継続支援（B型）	計画	人分	38	40	43
		時間分	836	880	946
	実績	人分	36	35	
		時間分	574	565	
療養介護	計画	人分	8	8	8
	実績	人分	8	8	
短期入所（ショートステイ）	計画	人分	1	1	1
		時間分	1	1	1
	実績	人分	6	6	
		時間分	67	38	

③ 居住系サービス

平成26年度から共同生活介護が共同生活援助に統合されました。施設入所支援も含め、ほぼ横ばいの数字になっておりますが、施設の数や受け入れ人数に限りがあり、希望される利用者、またご家族の要望にすべて応える事が出来ていない状況です。また、当市では共同生活援助及び施設入所支援を提供できる施設がないため、市外の提供施設を利用しています。

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27度	28年度	29年度
共同生活援助（グループホーム） （計画数値は共同生活援助と共同生活介護の合計）	計画	人分	15	15	18
	実績	人分	14	13	
施設入所支援	計画	人分	53	53	53
	実績	人分	55	58	

④ 相談支援（サービス等利用計画作成）

相談支援（サービス等利用計画作成）については、平成24年4月の改正障がい者自立支援法の施行により、市町村は障がい福祉サービス等の支給申請者に対し、サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められました。

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	計画	人分	60	60	60
	実績	人分	190	201	
地域移行支援	計画	人分	2	3	4
	実績	人分	0	0	
地域定着支援	計画	人分	0	0	0
	実績	人分	0	0	

※（ ）は延べ人数

(2) 地域生活支援事業

この項では、市の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」について、下表のとおり、主に必須事業と任意事業に分類し、サービス実施状況を検証します。

地域生活支援事業によるサービスの様態と内容

サービス名		サービスの概要
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者の理解を深めるための講演会やイベント、広報活動等研修・啓発活動を行います。
	自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、障がい者とその家族、地域住民などの自発的な活動を支援します。
	相談支援事業	障がい者、その家族からの相談に応じ、情報の提供や助言等の支援を行い、虐待の防止、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度 利用支援事業	障がい者の権利擁護のため、成年後見制度を利用する費用を助成します。
	成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等 事業	日常生活用具の給付及び貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修 事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
任意事業	福祉ホーム事業	住居等を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	訪問入浴サービス事業	居宅において入浴が困難な身体障がい者に移動入浴車を派遣し、居宅において入浴サービスを提供します
	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を提供し、障がい者家族の就労支援や一時的な休息等の支援を行います。
	生活サポート事業	障がい者が、自立した日常生活を送れるよう家事援助等の必要な支援を行います。
	障がい者デイサービス事業	障がい者が介護保険の通所介護事業所を利用し、サービスを提供します。
	社会参加促進事業	障がい者が社会参加を促進するため、自動車運転免許取得・改造費助成、介助用自動車購入補助を行います。
その他	障がい者支援区分認定等事務	障がい福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障がい支援区分認定等事務を実施します。

① 必須事業

ア 相談支援事業

平成25年の計画から神岡地区に事業所1箇所増を見込んでおりましたが、増加はありませんでした。

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	計画	箇所	3 (1)	3 (1)	3 (1)
	実績	箇所	3 (1)	3 (1)	

※ () は市内事業所数

イ 成年後見制度利用支援事業

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 利用支援事業	計画	件数	2	3	4
	実績	件数	1	1	

ウ 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
意思疎通支援事業	計画	件数／年	120（10）	120（10）	120（10）
	実績	回	130	108	
		回	127	104	
		回	3	4	

※（ ）は要約筆記派遣数

エ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具6品目のうち、排泄管理支援用具（ストマ装具）の利用が近年格段に多くなっています。また、情報・意思疎通通信用具の利用も増加しています。

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
①介護・訓練支援用具	計画	件／年	5	6	7
	実績	件／年	1	0	
②自立生活支援用具	計画	件／年	8	8	10
	実績	件／年	0	2	
③在宅療養等支援用具	計画	件／年	10	10	10
	実績	件／年	5	2	
④情報・意思疎通支援用具	計画	件／年	11	12	12
	実績	件／年	3	4	
⑤排泄管理支援用具	計画	件／年	576	582	588
	実績	件／年	557	579	
⑥住宅改修費	計画	件／年	1	1	1
	実績	件／年	0	0	

※（ ）は申請件数

オ 移動支援事業

移動支援事業には、個別支援型（ガイドヘルパー）と車両移送型のサービスがあります。

サービス名		第4期の計画と実績			
		単位	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	計画	時間／年	750	750	750
		人	22	22	22
	実績	時間／月	1,560	909	
		人	25	99	
	事業所数	箇所	9	9	

カ 地域活動支援センター

飛騨市が委託する地域活動支援センターには、市外にある「精神障がい者地域活動支援センター」のみでしたが、市内において平成 28 年度から雇用・就労困難な障がい者を支援する「地域活動支援センターⅢ型」の委託を開始しました。

サービス名		第 4 期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
地域活動支援センター	計画	人	5,400 (1)	5,500 (1)	5,600 (1)
	実績	人	756 (0)	2,868 (1)	

※ () は市内事業所数

② 任意事業

ア 福祉ホーム事業

福祉ホームは市外に 1 箇所あり、定員は10名です。高山市と飛騨市の利用者があり、入所の割合は変わりません。

サービス名		第 4 期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
福祉ホーム事業	計画	人	3	3	3
	実績	人	3	2	
	事業所数	箇所	1 (0)	1 (0)	

※ () は市内事業所数

イ 訪問入浴サービス事業

サービス名		第 4 期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
訪問入浴サービス事業	計画	人	1	1	1
	実績	人	0	1	
	事業所数	箇所	1	1	

ウ 日中一時支援事業

サービス名		第４期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
日中一時支援事業	計画	人	58	60	62
	実績	人	57	54	
	事業所数	箇所	8 (4)	10 (4)	
	短期入所支援 提供施設	計画			
		実績	5	9	
		事業所数	3 (0)	4 (0)	
	短期入所支援 未提供施設	計画			
		実績	52	45	
		事業所数	5 (4)	6 (4)	

※ () は市内事業所数

エ 生活サポート事業

サービス名		第４期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
生活サポート事業	計画	人	1	1	1
	実績	人	0	0	

オ 障がい者デイサービス

サービス名		第４期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
障がい者デイサービス	計画	人	2	2	3
	事業所数	箇所	2	2	
	実績	人	9	11	
	事業所数	箇所	2	2	

カ 社会参加促進事業

サービス名		第４期の計画と実績			
		単位	27 年度	28 年度	29 年度
運転免許取得助成事業	計画	人	2	2	2
	実績	人	1	1	
自動車改造助成事業	計画	人	2	2	2
	実績	人	1	1	

第2章 成果目標

1 平成32年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行、(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、(3)地域生活支援拠点等の整備、(4)福祉施設から一般就労への移行等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成32年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ平成32年度の数値目標を次のとおり設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2 %以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9 %以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末の施設入所者数は、平成28年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の3.2%（74人）以上が地域生活へ移行することを目指します。



【市の数値目標】

- ・平成32年度末の施設入所者数は、平成28年度末時点を基準に3%（2人）以上削減することを目標とします。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9.1%（6人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 平成28年度末の施設入所者数	66人	平成28年度末現在の施設入所者の計
② 平成32年度末の施設入所者数	64人	平成32年度末現在の施設入所者の計
③ 【目標値】 施設入所者数の減少見込み（②－①） （割合 ③÷①）	2人 （△3.0%）	平成28年度末現在の施設入所者の平成32年度末までの減少見込み数
④ 【目標値】 地域生活移行者数 （割合 ④÷①）	6人 （9.1%）	平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
（参考）【第4期計画実績】 地域生活移行者数 （割合）	0人 （0%）	平成25年度末時点の施設入所者のうち、平成28年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

② 数値目標設定の考え方

- ・施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や市内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（6人）ある状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、平成28年度末の施設入所者数の3%（2人）の削減を目標値とします。
- ・施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度が高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化・障がいの重度化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、障がい程度の中・軽度の方を、32年度末までに、28年度末時点の施設入所者の9.1%（6人）が地域生活へ移行することを目指します。

③ 指定障がい者支援施設の必要定員総数の設定

- ・ 国の基本指針では、各年度の指定障がい者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障がい者支援施設の必要定員総数】

区 分	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	H31年度 (見込)	32年度 (見込)
障がい者支援施設定員数	66人	66人	66人	65 人	64人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 数値目標の設定

【国の数値目標】

- ・ 平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・ 平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は複数市町村による共同設置でも差し支えない）
- ・ 平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・ 平成32年度末における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・ 平成32年度末における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・ 平成32年度における入院後1年時点の退院率を、90%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに全ての圏域ごとに、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村ごとに、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・平成32年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。



【市の数値目標】

- ・平成32年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。精神科病院長期入院者の地域移行については、医療機関と連携して検討していきます。

【目標値の積算】

項 目	28年度実績	32年度目標	備 考
①【目標値】 市における協議の場の設置 (複数市町村による共同設置含む)	-	1	協議会や専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

② 数値目標設定の考え方

- ・精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの連携による支援体制を構築するため、圏域及び市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 数値目標の設定

【国の指針】

- ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。



【市の数値目標】

- ・平成32年度末までに地域生活拠点を整備することを目指します。

【目標値の積算】

項 目	28年度実績	32年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等を各圏域に 1つ以上整備	0カ所	1カ所

② 数値目標設定の考え方

- ・地域生活支援拠点とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点としています。
- ・厚生労働省の定める指針においては、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 数値目標の設定

【国の指針】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを目指します。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。



【市の数値目標】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.7倍以上とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から5割以上増加とすることを目指します。
- ・市内に就労支援事業所が無いため、近隣市の事業所を利用しています。市内で就労移行支援が受けられるよう環境を整備します。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 平成28年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
② 【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数 (増加率 ②÷①)	5 人 (1.7倍)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項 目	数 値	備 考
③ 平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	4 人	平成28年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数
④ 【目標値】 平成32年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (増加率 ④÷③)	6 人 (1.5倍)	平成32年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 【目標値】 平成31年度の就労定着支援による職場定着率	100%	平成30年度に開始した就労定着支援による支援から1年後（平成31年度）の職場定着率
⑥ 【目標値】 平成32年度の就労定着支援による職場定着率	100%	平成31年度に開始した就労定着支援による支援から1年後（平成32年度）の職場定着率

② 数値目標設定の考え方

- 厚生労働省の定める指針においては、平成32年度の福祉施設から一般就労する者の数は、28年度の実績の1.5倍以上とすることとされています。市では関係労働施策と連携することで、32年度において28年度の実績の1.5倍以上（5人）を一般就労に結びつけることを目標とします。

この目標値は、本市の27年度実績（3人）から28年度実績（3人）とコンスタントに一般就労に移行している状況を踏まえて、厚生労働省の定める指針と同様の目標とします。

- 厚生労働省の定める指針においては、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を28年度末の利用者数の5割以上増加することを目指すとされています。本市では、32年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を、28年度末時点の5割（6人）増加することを目指します。

この目標値は、本市の27年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（4人）と、28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（4人）の状況を踏まえて、厚生労働省の定める指針と同様の目標とします。

- 平成31年度と平成32年度の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率について、厚生労働省の定める指針と同様に、80%以上とすることを目指します。

第3章 活動目標等

1 障がい福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障がい福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

第5期障がい福祉計画においては、平成29年度までの障がい福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めます。

① 訪問系サービス

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	36	37	38	39
	時間分	432	444	456	468
重度訪問介護	人分	1	1	1	1
	時間分	12	12	12	12
同行援護	人分	7	9	10	11
	時間分	84	108	120	132
行動援護	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

イ 見込量確保と質の向上のための方策

☐ 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。

② 日中活動系サービス（生活介護）

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	84	85	86	87
	人日分	1,932	1,955	1,978	2,001

イ 見込量確保と質の向上のための方策

利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。

☐ 既存事業所に対し、多機能型による事業運営を勘案する等、参入を促進します。

③ 日中活動系サービス（自立訓練）

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	3	3	3	4
	人日分	69	69	69	92

イ 見込量確保と質の向上のための方策

☐ 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所が限られることから、障がい者自立支援協議会等を通じて、サービスの確保に努めます。

④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

ア サービス見込量

項 目	単位	第 4 期計画	第 5 期計画		
		29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
就労移行支援	人分	5	3	6	6
	人日分	115	69	138	138
就労継続支援（A 型）	人分	22	25	26	27
	人日分	506	575	598	621
就労継続支援（B 型）	人分	36	45	46	54
	人日分	612	765	799	918
就労定着支援	人分	-	0	1	1

イ 見込量確保と質の向上のための方策

□ 新規参入事業者に対して、サービス利用者の動向や市内で不足しているサービス等に関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

□ 飛騨市には就労移行支援事業所が無い場合、高山市の就労移行支援事業所を利用しています。市内北部地域からの通所困難な状況を踏まえ、身近な場所である飛騨市内で、就労移行支援が受けられる環境を整備します。就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、多人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営を勘案すること等により参入を促進します。

◎ 平成30年度からの新たな訓練等給付として「就労定着支援」が予定されています。設置基準等の情報収集を行い、必要性が高いサービスであれば、設置に向けて訓練等給付を提供している事業者と協議を行います。

□ 障がい者の従事する仕事は、授産品製造や内職というイメージがありますが、飛騨市のいろいろな産業と連携して、多様な「職」を選択できるようにします。

障がい者就労継続支援事業所等で、飛騨市の個性的な商品の生産について検討していますが、引き続き、飛騨市の特色ある農業や林業と連携した商品づくりや、市内事業所等と開発した商品の生産等、市の企画部、商工観光部と連携した事業に取り組みます。

◎ 障がい者就労継続支援事業所等へ業務等を発注している企業等へ、継続的な発注をしていただけるよう支援等を行います。（H31 年度～）

⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
療養介護	人分	8	8	8	8

イ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターと連携し、重症心身障がい児者の入所需要について調査検討を進めます。

⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
短期入所（福祉型）	人分	10	10	11	12
	人日分	120	120	132	144
短期入所（医療型）	人分	1	2	2	2
	人日分	4	8	8	8

イ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする重度障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスが利用できるよう、利用できるサービス資源へのアクセスを向上させます。

老人保健施設はなさと、久美愛厚生病院、ナーシングデイ高山が利用可能な施設ですが、すべて高山市にある施設であるため、これらの施設が利用しやすくなる支援を行います。

⑦ 居住系サービス

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人分	-	1	1	1
共同生活援助	人分	13	18	18	30
施設入所支援	人分	58	59	60	56

(注)自立生活援助は平成30年度からのサービスであるため、平成29年度実績はない。

イ 見込量確保と質の向上のための方策

◎ 地域で暮らすための住まいの場として、養護老人ホーム和光園の新築後に既設の和光園を改修し、障がい者グループホームを開設します。(H32年度～)

◎ 養護老人ホームと障がい者グループホームを隣接地に設置することで、地域共生社会の拠点作りを推進します。また、神岡地区においては、特別養護老人ホーム等と連携した旭ヶ丘地域、日中一時支援事業所のある山田地域での拠点作りを検討します。(H32年度～)

○ 市内で障がい者グループホームを開設しようとする事業者に対しては、開設の支援を行います。(H30年度～)

◎ 平成30年度から自立生活援助という障がい福祉サービスの創設が予定されています。単身生活者(グループホームのサテライト含)の生活援助を生活が安定するまで行うというサービスです。障がい者が安心して地域生活を営むことができるよう支援する制度であるため、市内でのサービス提供に向けて検討します。(H32年度～)

⑧ 相談支援

ア サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	65	70	72	75
地域移行支援	人分	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0

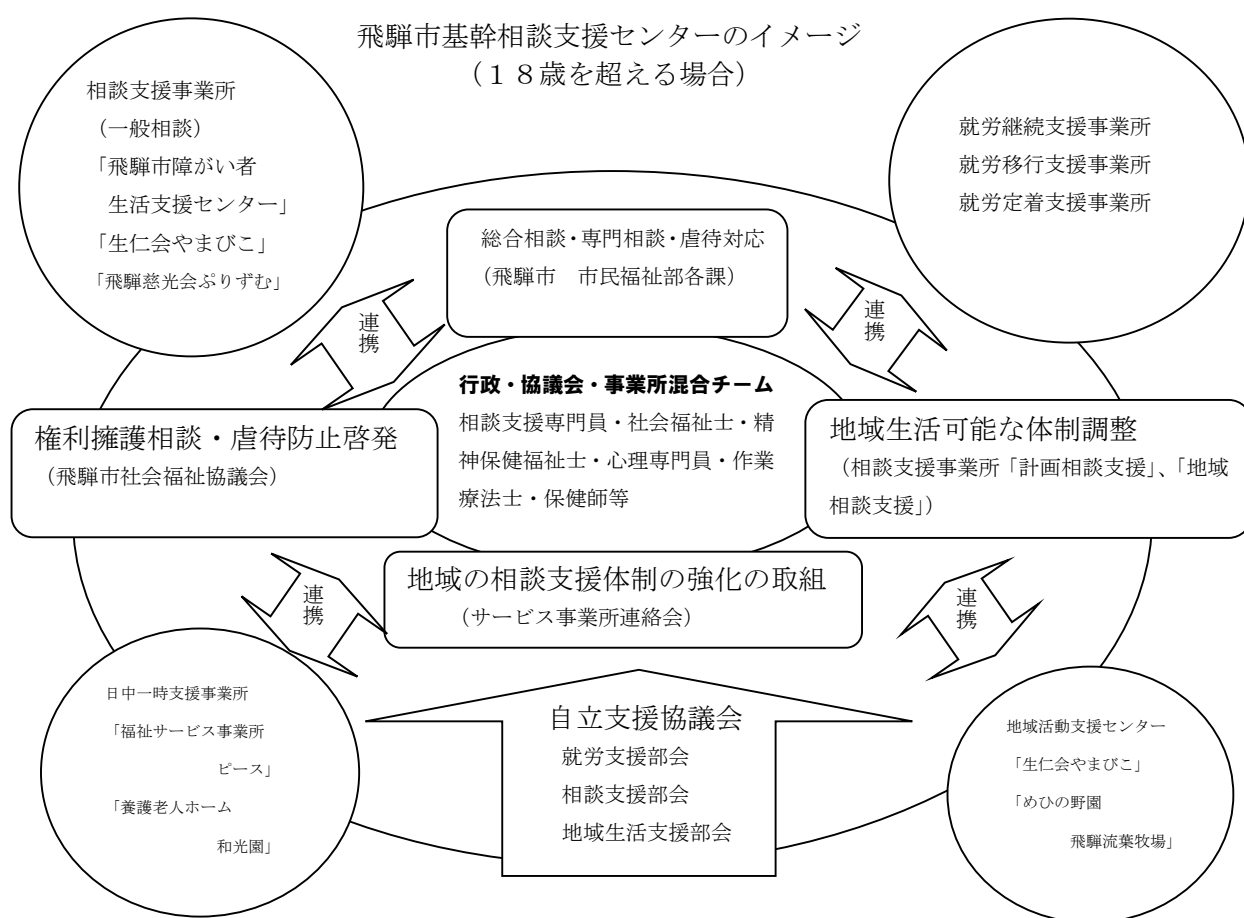
イ 見込量確保と質の向上のための方策

○ 市が地域生活支援事業で委託している相談支援事業所、県や国が委託している相談支援事業所と連携し、当事者や家族が適切な支援が受けられるよう障がい福祉課や発達支援センターがサポートします。市は、相談支援事業所に全てを任せるのではなく、相談・支援の進捗状況等を確認し、必要に応じ当事者や家族の相談に同行する等の方法で、当事者や家族が納得できる相談が受けられるよう支援します。（H30年度～）

◎ 後述の「地域生活移行・就労移行相談支援事業」では、地域生活支援事業のみを利用している方など計画相談支援の対象となっていない方も個別サービス計画が必要と思われる方については、個別サービス計画やモニタリングの対象とし、生活の支援が受けられるようにします。（H30年度～）

◎ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村が実施する三障がいに対応する総合的な相談業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う「基幹相談支援センター」の設置を促進します。

また、設置にあたっては、相談支援を担う機関・団体との調整が必要になることから、障がい者自立支援協議会等と連携して調整して行きます。（H30年度～）



(2) 飛騨市が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。国(1/2)・県(1/4)は、財政的な措置を講じています。

地域生活支援事業は、障がい者がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

ア サービス見込量

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民への周知や啓発等を行います。

イ 見込量確保と質の向上のための方策

障がい（児者）について、地域住民の理解を深めるための講演会等の開催や、関連する行事やイベントの際に広報活動等を行います。

② 自発的活動支援事業

ア サービス見込量

精神的な特性により生活のしにくさを抱えている当事者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当事者、その家族、住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

イ 見込量確保と質の向上のための方策

□ H28年度から、ピアサポーターやペアレントメンターの育成を含む自発的活動支援事業をNP0法人等へ委託して実施します。これらの委託事業を引き続き実施し、精神的な特性のある当事者が同じ問題を抱える仲間を支援する場を提供することや自分の子育て経験をとおして子どもへの関わり方等を助言したりすることで保護者や当事者の幅広い支援ができるよう取り組みます。

家族等に対して研修会を開催し、障がいに対する理解を深め、家族の対応力が向上するよう支援します。

ピアサポーターとは [用語解説]

ピア(peer)は仲間や同僚という意味があり、ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うことを「ピアサポート」といいます。精神保健領域におけるピアサポートは、障がい者が自らの体験に基づいて、仲間の障がい者を支援する活動を指し、支援する障がい者を「ピアサポーター」と呼んでいます。

ペアレントメンターとは [用語解説]

発達障がい、周囲からなかなか理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して、同じ発達障がいのある子どもを持つ保護者が相談相手となって、悩みを共感したり、自分の子育て経験をとおして子どもへの関わり方等を助言したりする保護者を、ペアレントメンターといいます。

③ 相談支援事業

【障がい者相談支援事業】

ア サービス見込量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
相談者支援事業	箇所	3 (1)	3 (1)	3 (1)

※ () は市内事業所数

イ 見込量確保と質の向上のための方策

3事業所に委託し、事業を継続していきます。

【相談支援センター等機能強化事業】

ア サービス見込量

相談支援を必要とする困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言など、相談支援事業が適正・円滑に実施されるよう支援します。

イ 見込量確保と質の向上のための方策

地域の実情に応じて相談機能の強化を図ります。

また、基幹相談支援センター等設置後、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等市の相談支援の機能を強化するために必要と認められる者）を配置します。

④ 成年後見制度

【成年後見制度利用支援事業】

ア サービス見込量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度利用支援事業	件数	3	3	3

イ 見込量確保と質の向上のための方策

障がい者の権利擁護を図るため、更なる事業普及に努めます。

【成年後見制度法人後見支援事業】

ア サービス見込量

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保を図ります。

イ 見込量確保と質の向上のための方策

法人後見を行っている事業所の要望に応じ事業を実施していきます。

⑤ 意思疎通支援事業

ア サービス見込量

コミュニケーション事業として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する事業であり、見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数／年	120 (10)	120 (10)	120 (10)
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1

※ () は要約筆記派遣数

イ 見込量確保と質の向上のための方策

利用登録者のほか、企業、学校やイベント主催者側への事業内容の周知を図ります。

⑥ 日常生活用具給付等事業

ア サービス見込量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
介護・訓練支援用具	件数／年	3	3	3
自立生活支援用具	件数／年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数／年	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数／年	6	6	6
排泄管理支援用具	件数／年	600	624	648
居宅生活動作補助用具	件数／年	1	1	1

イ 見込量確保と質の向上のための方策

利用者のニーズ及び障がいの特性に対応する用具の給付について、手帳交付時に利用者に案内するとともに、サービス事業者及び医療機関等に対し制度の説明を行います。

⑦ 手話奉仕員等養成研修事業

ア サービス見込量

養成講習終了見込み者数（登録見込み者数）は次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員	人／年	0	10	0

イ 見込量確保と質の向上のための方策

聴覚障がい者との交流活動の促進と福祉の増進を図るため、手話奉仕員の養成を進めます。

- ☐ 手話奉仕員養成講座の実施（入門過程、基礎課程を隔年開催）
- ☐ 手話奉仕員レベルアップ講座（入門過程、基礎課程修了者対象）
- ◎ 派遣登録手話通訳者登録試験勉強会（全国統一試験受験予定者対象 H30年度～）
- ◎ 登録者学習会（派遣登録手話通訳者対象 H32年度までに1、2回開催予定）
- ◎ 登録者会議（派遣登録手話通訳者対象 悩みや課題の検討 H30年度から毎年開催）
- ◎ 要約筆記学習会（派遣登録要約筆記奉仕員 H32年度までに1回開催予定）

⑧ 移動支援事業

ア サービス見込量

過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
移動支援事業（個別支援型）	時間／年	750	750	750
	人	20	20	20
移動支援事業（車両移動型）		実 施	実 施	実 施

イ 見込量確保と質の向上のための方策

事業の周知に努め、市内事業所・圏域内の他の事業所を活用し、障がい者の外出、社会参加を支援します。

医師の判断により市外施設での人工透析が必要な障がい者には、車両移送型サービスを提供します。

⑨ 地域活動支援センター事業

ア サービス見込量

過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援センター事業	箇所	2	1	1
	人（延べ）	2,760	960	960

イ 見込量確保と質の向上のための方策

圏域内の他市の事業所を活用して実施していきます。

地域活動支援センターⅢ型事業については、H30年度中に就労継続支援B型に移行予定です。

任意事業

① 福祉ホーム事業

ア サービス見込量

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	人	3	3	3

イ 見込量確保と質の向上のための方策

圏域内の他市の事業所を活用して実施していきます。

② 訪問入浴サービス

ア サービス見込量

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
訪問入浴サービス	箇所	1	1	1
	人	1	1	1

イ 見込量確保と質の向上のための方策

市内の介護保険の訪問入浴介護事業所に依頼して実施していきます。

③ 日中一時支援事業

ア サービス見込量

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
日中一時支援事業	箇所	9 (4)	9 (4)	9 (4)
	人	30	28	28
	回／年	2,700	2,520	2,520

※ () は市内事業所数

イ 見込量確保と質の向上のための方策

日中一時支援事業を利用される方は、自宅に引きこもっていた方や企業や他の事業所のサービスに馴染めず個別の支援が必要な方等であり、利用者本人および家族介助者にとって非常に重要なサービスであることから、個々の特性に合ったより良い環境で活動できるよう旧小学校校舎の跡地を活用し新築整備を行います。

新設する施設は、生活介護との多機能型を目指しつつ、日中一時支援事業を核として、障がい福祉サービス利用者のみならず、制度に当てはまらず支援の対象とならない方や既存の制度で対応できないサービスの提供ができる施設として位置づけ、利用者が自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域との交流を図りながら障がい者福祉サービスのセーフティネット的な位置づけの施設として運営します。見込量では、多機能型の開始を想定し生活介護への移行者を反映しています。

④ 生活サポート事業

ア サービス見込量

障がい児や障がい者の介護を行う保護者が、疾病等により介護することができない場合

に、保護者に代わって登録事業者が介護することにより介護者の負担軽減を図ったり、障がい者本人と家族のより豊かな生活の実現をサポートする事業で、第4期に利用がなく、障がい支援区分非該当者が対象となるため見込量は、それほど多くないと推測されます。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
生活サポート事業	箇所	1	1	1
	人	1	1	1

- イ 見込量確保と質の向上のための方策
市内事業所を活用し、利用者ニーズに備えます。

⑤ 障がい者デイサービス事業

ア サービス見込量

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
障がい者デイサービス事業	箇所	3	3	3
	人	10	10	10

- イ 見込量確保と質の向上のための方策
身体障がい者が、より身近な地域でサービスが受けられるよう、市内のサービス未提供施設へも事業実施を働きかけていきます。
H32年度までに、共生型（介護保険との相互利用）サービスへの移行も検討していきます。

⑥ 社会参加促進事業

ア サービス見込量

見込量は、過去の実績から勘案して、次のとおりとします。

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
運転免許取得助成事業	件／年	2	2	2
自動車改造助成事業	件／年	2	2	2

- イ 見込量確保と質の向上のための方策
障がい者の社会参加を促進するため、利用希望に応じ実施していきます。

(3) 地域生活支援促進事業

① 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

- 虐待時の対応のための体制整備、障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、専門性の強化、関係機関等の連携協力体制の整備、普及啓発を実施します。（H30年度～）

② 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。

- 成年後見制度（「親亡き後」等への備えのために、対象者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。）の利用促進のため、研修会等の開催、パンフレット・ポスター等の作成を通じて普及啓発を図ります。

- たからもの手帳（改定版子育て支援手帳）（以下、「たからもの手帳」という。）等の活用（H30年度～）

平成 19 年度に作成した「子育て支援手帳」記載事項及び名称の見直しを行い、保護者と保育園・学校との情報交換ツールとして積極的に活用し、保育園から小学校、小学校から中学校（中等部）、中学校（中等部）から高等学校（高等部）等へ「たからもの手帳」を引き継ぐことで、就労支援や成人期に活用できるツールとして運用します。

第4章 地域共生社会に向けた取組み

1 社会資源等の仕組みづくり

(1) 継続的な支援体制の整備

① 発達支援センター運営事業

飛騨市では、平成21年度から発達支援センターを設置し、誕生から一生涯にわたる途切れの無い支援を目指してきました。保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校等、高等学校等から就労へと、ライフステージ毎の支援内容の引継ぎが確実に行えるように、引継ぎの場に発達支援センターの職員が立ち会いを行う等、途切れの無い継続した支援が提供される体制を構築します。

延べ利用見込み者数 (成人)

年 度	単 位	30年度	31年度	32年度
延べ利用見込み者数	人	8	10	12

- ◎ 支援対象の児童・生徒は、児童期から成人期にかけて継続した支援が必要です。このため、発達支援センターは、児童のみならず成人までの支援に関わりを持ち、「たからもの手帳」を活用するなど、専門の相談機関等と連携して対象者の社会参加等の支援を行います。(H30年度～)
- 社会人となってから、人間関係のつまづきや生きづらさ等を感じている方に対しては、発達支援センターと他の福祉部門等が連携し、適切な支援が行えるように調整を行い相談機能の充実を目指します。
- 発達支援センター職員や児童福祉担当職員等の専門性の向上を図り、また保育士、保健師、相談支援担当者、教員等に対して、障がい児者支援・発達障がい等の理解に関する研修を計画的に実施し、障がいの特性等について正しい理解が広がるように取り組みます。
- 地域や企業、各種団体等の方に、障がいの特性の理解、配慮のポイント等について理解を深めるため、出前講座を開催します。また、特別支援学級や普通学級の子どもや保護者に対しても、障がいの理解を深めるための講座を、学校等と協力して開催し、事業の普及・啓発に取り組みます。

② 地域生活移行・就労移行相談支援事業

障がい者地域生活支援サービス事業所などでは、「特性にあった支援方法がわからない。」「投薬管理の状況がわからないので、精神的に不安定な時の対応に不安を感じる。」「ひきこもりの方など受診やサービス利用を拒否する方の関わり方がわからないケースがある。」「医

療の必要な人なのかどうか分からない。」など様々な不安や問題を抱えています。

- ◎ 精神的な特性を持つ利用者に向けて専門的な見地からアドバイスを行う事業を実施し、利用者や対象者の早期支援および支援者の意識向上を図り、利用者や対象者個々の特性に対応した支援の充実を図ります。

また、地域生活支援事業のみを利用している方など、計画相談支援の対象となっていない方も個別サービス計画が必要と思われる方は、個別サービス計画やモニタリングの対象とし、生活の支援が受けられるようにします。（H30年度～）

③ 相談機能の充実

障がい者や家族が、日常生活での困りごとを気軽に相談できるよう、相談を担当する職員の資質の向上を図り、相談窓口としての充実を図ります。

- 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員との連携

飛騨市では、身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を委嘱しています。身体障がい者相談員は身体障がい者の方に、知的障がい者相談員は知的障がい者の保護者に委嘱しており、研修大会への参加など相談活動の支援を引き続き行います。

（２）就労支援と社会参加

① 社会生活支援

障がい者が、事業所等に就労することができても、余暇の過ごし方が上手くできないため気分転換できず、ストレス等により休職や離職するという事例があります。余暇を有意義に過ごし、リフレッシュが図れるような支援を実施します。

また、就業していない障がい者が自宅にいる場合は、保護者が一日中付き添わなければならないことから、休日や昼間等の居場所づくりを行うことで、保護者のレスパイト支援を図ります。

地域生活支援事業が、法定サービスで補えない部分を補完するサービスとして位置づけられていますが、国が定めた地域生活支援事業のメニューでも補完できない事項については、市の独自施策としてサービス提供を検討します。

- ◎ 余暇等の支援（H31年度～）

就業等をしている障がい者等が、休日や休業日に利用できる日中活動の場があれば、ストレス解消を図ることができます。休日の憩いの場として、仲間等とくつろげる場の提供ができるように検討します。

- ◎ 当事者活動支援のネットワークの構築（H31年度～）

障がい者間の交流を図るため、自発的活動支援事業や日中一時支援事業等を核としたネットワークを構築し、仲間との交流の促進を図ります。

② 障がい福祉サービスの拡充

○ 介護保険・老人福祉サービス等との相互利用 （H30 度～）

飛騨市においては、障がい福祉サービスのメニューと事業所が少なく利用が限られており、特に重度障がい者等のサービスの利用が制限されています。介護保険サービスや老人福祉サービス等を障がい者が利用することで、利用者ニーズに対応できる場合は、介護保険サービス等と障がい福祉サービスの相互利用の制度化を進めます。

あわせて重度障がい児者が、身近な施設で必要なサービスが利用できる体制づくりを進めます。現在は、和光園での機械浴室の利用、高齢者デイサービスの障がい者の利用、療養通所介護の重度心身障がい児の利用、老人保健施設での重度心身障がい児のショートステイの利用が行われていますが、いろいろな事業所がその事業所の強みを活かした支援ができるよう働きかけを行います。また、これらのサービスの利用により、保護者や介護者のレスパイト支援を図ります。特に重度心身障がい児等のサービス利用については、経済的な負担が他のサービスと比較して過重にならないように配慮します。

なお、障がい福祉サービス利用者が 65 歳になって介護保険サービスに移行する際には、制度の違いや利用できるサービスについて対象者に丁寧に説明し、スムーズな移行ができるように配慮します。

また、介護保険の被保険者となった障がい者が、使い慣れた障がい者サービス事業所を利用できるよう、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが利用できる飛騨市独自の共生型サービスを提供できる社会を目指します。

◎ 作業所・事業所等への交通手段の確保 （H31 年度～）

飛騨市内に障がい者が働く場が少ないため、多くの方が高山市の就労継続支援事業所や一般事業所等を利用しています。しかし、送迎を行っていない企業や事業所もあるため、保護者が送迎を行なっている例もあります。通所や通勤の実態を調査し、高山市内の事業所等を利用している方の通所・通勤を支援するため、古川（河合・宮川）から高山駅の間等の送迎の実施について検討します。

市内事業所については、事業所での送迎の実施について支援しつつ、複数の事業所間の共同運行について検討します。

なお、「第 3 期飛騨市地域福祉計画」では、基本目標「暮らしを支える環境づくり」の中で基本方針「安心して外出、買い物、居住できる環境整備」として、交通弱者の移動手段の充実、買い物弱者対策の充実について施策を掲げ取り組みを進めていきます。

○ 法定サービスへの移行支援 （H30 年度～）

地域生活支援事業で実施している事業が、利用者が増加し必要な従事者が確保できることで、法定サービスへの移行が可能である場合は、法定サービスへの移行を支援します。

○ 介護者等への支援 （H30 年度～）

親の介護と障がい児・者の養護等が重複するダブルケアを行っている介護者等に対して、介護支援手当の規程を改正し支援を行います。

○ サービス基盤整備の進捗管理 （H30 年度～）

障がい福祉サービスは、生涯安心計画、生涯安心こども計画で整備計画を掲載し、自立支援協議会で事業進捗管理や見直しを行います。

(3) 社会生活の支援

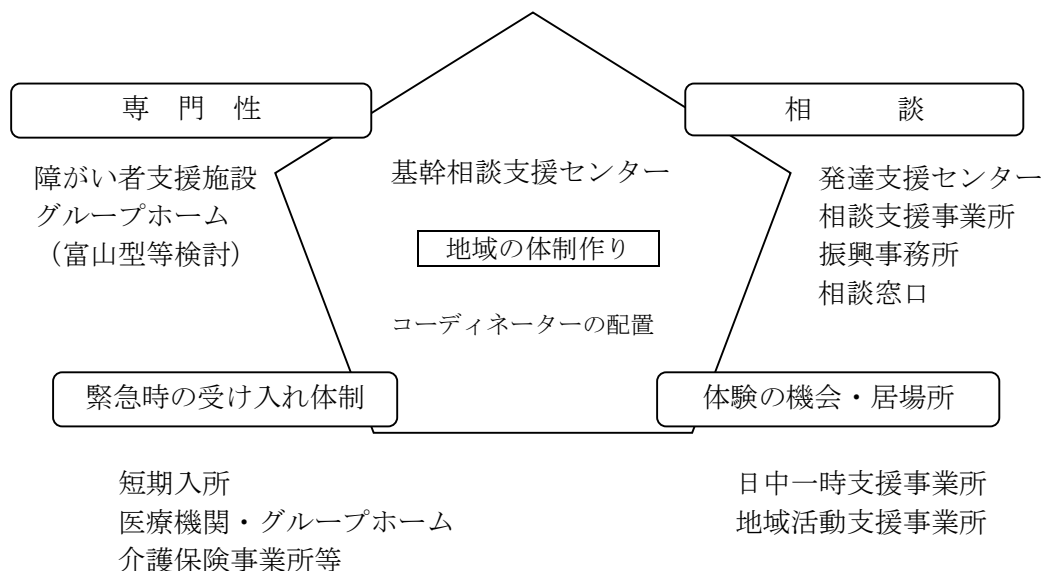
① 生活の場の確保

◎ 地域生活支援拠点の整備の推進 (H32年度～)

古川町下気多地域を地域生活支援拠点として位置づけ、居住支援のための機能として求められている専門的な相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れや対応、地域の体制づくりを、新設和光園、既設和光園を改修したグループホーム、憩いの家、障がい者生活支援センター等を活用することで確保し、総合的な支援を提供します。

神岡地域では、旭ヶ丘地域、山田地域を地域生活支援拠点の候補として、支援体制の検討を行い、第2期生涯安心計画(第6期の障がい福祉計画)策定までに方向性を示します。

地域生活支援拠点の整備イメージ



□ 障がい福祉サービスに従事する職員の確保

障がい福祉施設で働く職員は、介護保険施設で働く職員の確保策と同じ視点で養成・確保を図ります。

② 生活の支援

障がい者の安心した生活を支援するため、居住サポート事業や金銭管理の支援等を飛騨市社会福祉協議会等と連携して実施します。

□ 多様な生活支援サービスの提供

障がい福祉サービスの利用のみでは、地域での生活が困難な場合があります。それらの課題を解決するため、自立支援協議会等で新たなサービスの創設・提供について協議し、生活の支援ができるようにします。飛騨市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業等の活用や居住サポート事業の実施を検討します。

◎ 市民後見・法人後見の実施（H32 年度～）

成年後見制度が、利用し易い制度となるように、市民後見・法人後見制度について検討し、実施に向けて取り組みます。

（４）共生のまちづくり

① 障がいの理解

市民に対して、障がいに対する理解を深めるための啓発を継続して実施します。障がい児者の家族を支援するため課題となっていることを分析し、その課題を解決するために障がい者自立支援協議会や関係機関で協議し、新たな施策や、施策の拡充・見直しを行います。

○ 自立支援協議会での市の取り組み点検・評価（H30 年度～）

第１期生涯安心計画（第５期障がい福祉計画）の策定の中で、市の取り組みの点検・評価項目を設定し、各年度に評価を実施します。

② バリアフリーのまちづくり

障がい者の住みよいまちは、高齢者や子どもにとっても住みよいまちとなります。

まちの歩道の段差の解消や見やすい標示、使いやすい公共施設やトイレの整備等、障がい者や高齢者、子どもに優しいまちづくりを進めます。高山病弱児を守る会が、市の公共施設等のトイレの状況を確認し、おでかけマップを作成されています。高山病弱児を守る会の活動と連携し、「飛騨市ストレスフリー委員会(仮称)」を設置し、市内の公共施設のバリアフリー化を推進します。

○ 生活環境の整備（H30 年度～）

市民や観光客が、ストレスなく活動できるまちづくりを進めます。

公衆トイレの洋式化、温水洗浄化

公共施設トイレの洋式化・温水洗浄化と公衆トイレとしての機能化

車椅子トイレのユニバーサルベッド、オストメイトトイレの設置

道路・歩道の段差の解消・手すりの設置

視認性の高い案内標示（サイン）の設置

音声案内の設置

観光施設のバリアフリー化

利用しやすい市内公共交通の整備、交通案内の整備

旅館・宿泊施設、キャンプ施設等のバリアフリー化

③ 飛騨市を訪れた（訪れたい）方への配慮

飛騨市が、障がい者や高齢者の住みよいまちづくりを進めることで、他の地域から障がい者や高齢者等が飛騨市へ観光に来ていただけるような仕組みづくりを進めます。

観光課等と連携して、障がい者の視点で必要な情報や利用し易さに配慮したマップ等を作成します。

- ◎ バリアフリー施設マップ（H30 年度～）
市内のバリアフリー施設等のマップを、高山病弱児を守る会等と協力して作成します。
- ◎ 障がい者をターゲットにした観光PR（H30 年度～）
観光モデルルートをマップにして、休憩場所やトイレの情報を盛り込みます。

④ 合理的配慮への支援

障がい者差別解消法が施行となり、障がい者の対応に対して合理的配慮が求められています。合理的配慮を推進するとともに、民間事業所等で合理的配慮が広がるよう、取り組もうとしている配慮に要する費用の一部の支援を検討します。

- ☐ ヘルプマークの普及
ヘルプマークの配布・普及を継続します。
- ☐ 筆談ボードの配備
筆談ボードの配備を継続します。
- ☐ 点字図書の給付
点字図書の給付事業を継続します。
- ◎ 障がい者合理的配慮支援事業（H30 年度～）
合理的配慮を提供しやすくするために、民間事業所等の環境整備にかかる費用の助成を検討します。

⑤ 災害時の対応

障がい児者が災害時に安全に避難できること、安心して避難所での生活ができること等、災害面の対応では、多くの課題があります。

市の防災計画の見直しに合わせて、障がい児者の災害支援マニュアルを策定します。

- ☐ 避難行動要支援者名簿の整備
避難行動要支援者名簿の更新が、随時行うことができるように名簿の編集方法を改正します。
避難時に配慮が必要な方であるということが周りの方に理解していただける方法について、障がいのある人を支える会等の障がい児者団体等と協議します。
- ☐ 災害情報の伝達手段の周知
聴覚障がい者等への情報提供として、災害情報のメール発信等を消防本部と連携して実施します。
- ☐ 福祉避難所等の設置
市の防災計画の見直しに合わせて、避難所、福祉避難所での障がい児者等の対応につい

て検討を行います。

□ 地区の避難所での障がい児者対応の啓発

地区の避難所での障がい児者への対応方法の啓発や福祉避難所開設マニュアルの作成を行います。

⑥ 社会参加の促進

東京パラリンピックで、障がい者のスポーツが注目されています。飛騨市においても、障がい者が取り組めるスポーツや文化活動の普及を図ります。

□ 飛騨ブロック身体障がい者体育大会

平成 32 年度の飛騨ブロック身体障がい者体育大会の開催地は、飛騨市となっています。市身体障がい者福祉協会が主管となり開催します。親睦と競技の両面から障がい者スポーツの振興を図ります。

□ 障がい者スポーツの普及・啓発

身体障がい者家族運動会や飛騨ブロック身体障がい者体育大会において、障がい者スポーツ指導員等の協力により、障がい者スポーツの普及・啓発を図ります。

□ 障がい者が取り組める文化的な活動の紹介・啓発

障がい者が取り組んでいる文化的な活動や、各種団体、事業所の取り組みを、広報ひだ等により紹介します。

⑦ 既存の制度・サービスの見直し

障がい福祉サービスの制度は、制度改正が頻回に行われており、3 年前の制度では対応できなくなることも多くあります。

飛騨市では、障がい者施策としていろいろな事業を実施していますが、それらの事業の実施規程等を障がい福祉計画の策定の時期に合わせて見直し、時代やニーズに合ったサービスに改正していきます。

○ 既存制度の定期的な見直し (H30 年度～)

障がい福祉計画の策定に合わせて、既存の条例・規則・要綱等の規程の見直しを行います。

◎ 障がい福祉の手引きの作成 (H30 年度～)

飛騨市の障がい者福祉を説明した冊子がないため、飛騨市で利用できる障がい福祉サービス等を説明した冊子を作成するとともに、市のホームページに掲載するなど情報格差の解消を進めます。

⑧ 自立支援協議会の機能強化

自立支援協議会が開催されない等の問題が発生しないように、開催についてのマニュアル等を定め、必要に応じて部会を設置し、協議会活動の活性化を図ります。

- 自立支援協議会の定期開催（H30 年度～）
自立支援協議会が形骸化しないよう、目的と目標を持った運用を図ります。

（５）細やかな支援の実施

① 細やかな支援の実施

障がい者等の支援は、法律によりその枠組みが決められ、市町村でいろいろな施策を実施しています。しかし、医療的なケアが必要な障がい児者、対象者が少ない障がい・疾病等については、国の制度化が遅れたり、制度化されても支援できるサービスが少ない等の問題があったり、十分な支援が利用できる環境ではありません。そのような場合は、市が課題を把握し、支援する方法を考え、支援サービスの制度化を行います。また、本人や家族に対する情報交換の場（セルフヘルプグループ）の活動支援を行います。

- ◎ 当事者や家族の課題の把握と施策化（H30 年度～）
当事者や家族の課題を把握し、解決する方策を検討し、施策化を図ります。

☆ 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいの主な症状は記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいや対人関係がうまくいかない、感情のコントロールができないなどの社会的行動障がいです。

家族や周囲の人たちが高次脳機能障がいを理解することが必要なので、障がいを正しく理解していただけるよう必要な啓発を実施します。

☆ 重度心身障がい児・者、医療的ケアを必要とする障がい児・者

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。医療依存度の高い方が多く、通常の福祉サービスの利用に制限があるため、利用できるサービス資源へのアクセスを向上させます。

☆ 精神障がい者

「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）では、「精神障がい」を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有するもの」（第５条）と定義しています。一方、「精神障がい者」は「障がい者基本法」で、「精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」（第２条）とされています。前者が、医学的な視点から、障がいを個人の責任とする一方向的なとらえ方をしているのに対し、後者は、社会とのかわり合いの中で、障がいを多角的にとらえようとしています。

精神科病院からの退院促進が医療制度改革で取り組まれており、地域での受け皿の整備が求められています。グループホームの確保等については、高山市や須田病院と連携して取り組み、地域の中での生活支援体制の拡充を図ります。

☆ 発達障がい児・者

発達障がいとは、主に先天性の脳機能障がいや発達の凸凹が原因となり、乳幼児期に生じる発達の遅れです。精神障がいや知的障がいを伴う場合もあります。発達障がいは、症状の特徴や環境要因によりいくつかに分類されますが、いくつかの発達障がいを合併することもあります。

新しい障がい定義であることから、利用できるサービスも少ない状況が続いていましたが、正しい理解の普及をはかり、早期からの療育の実施を図ります。また、必要なサービスの拡充を図ります。

☆ 難病・小児慢性特定疾病

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病もいまだ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態になっている疾患が多くなっています。そのために、現在、「病気をもちながら働く（働き続ける）」ことが大きな課題になっています。

現在 358 種類が「難病」として指定されていますが、「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、一人ひとりのありのままの姿を理解することが大切です。

認定申請の窓口となっている飛騨保健所と連携し、国や県の補助事業を積極的に支援メニューに加え、サービスの拡充を図ります。

2 「（仮称）障がいのある人もない人も

安心して暮らせるまちづくり条例」の制定について

平成28年4月に、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障がい者差別解消法」という。）」が施行されたことを受け、本市においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、市、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現施策の取り組みを進めていきます。

多様な障がい者に対する支援を推進していくために、平成28年度にまとめた「飛騨市障がい児者支援ビジョン」にもとづく様々な取組を重ねるなかで、施策の内容や新たな考え方を整理しながら、平成31年度中の「（仮称）障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくり条例」の制定に向けて、市民啓発等の取り組みを進めて行きます。

第3編 第1期 生涯安心こども計画（障がい児関係）

—「しづらさ」を「しやすさ」に—

第1章 国の基本指針に即して定める

「第1期障がい児福祉計画」

1 計画策定にあたって

（1）計画の背景・性格

この計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本方針」に即し、地域の実情を勘案した「市町村障がい福祉計画」の達成に資するため定めるものです。国の定める「基本方針」とは、「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（最終改正 平成29年厚生労働省告示第116号）で、児童福祉法が改正され、今回初めて障がい児福祉計画の策定が規定されました。

飛騨市においては、障がい児福祉計画の名称を「第1期 生涯安心こども計画」（第1期障がい児福祉計画）とし、障がい者総合支援法に基づく障がい者福祉計画（第1期 生涯安心計画）の中で定めることとします。

（2）計画期間

第1期生涯安心こども計画の計画期間は、第5期障がい者福祉計画（第1期 生涯安心計画）と同様、平成30年度から平成32年度の3年間とします。

（3）計画の策定方法と推進体制

① 策定方法

ア 飛騨市内福祉サービス事業所及び各種団体等との協議

生涯安心こども計画には、サービスを利用する支援を必要とする子ども等のニーズを把握し、意見を反映させる必要があります。本市では計画策定に際し、平成29年2月に策定した「飛騨市障がい児者福祉ビジョン 障がい者・障がい児福祉計画骨子（以下、ビジョンという。）」に基づき策定検討を、発達支援センター内で行いました。その結果、対象者である本人記入は難しく、アンケートは「保護者」が記入し、子どもと寄り添っている「保育所」「学校」「サービス事業所」へも聞き取り調査を行いました。

イ 市民の意見の反映

「ビジョン」策定後、子どもに関わる各種団体等にも意見聴取したり、飛騨市ホームページに掲載したり、広く市民に意見をいただきました。その貴重な意見を反映し策定しました。

また、素案段階から、保育所・学校・サービス事業所等からご意見をいただき、反映させました。（なお、調査結果の概要については、巻末に資料として掲載しています。）

② 推進体制

第1期生涯安心計画と同様、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行うとともに、子ども中心の評価やニーズをキャッチできる体制を構築し、生涯安心こども計画の見直しや新サービスの付け加えができる措置を講じます。

2 支援の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

飛騨市の子どもが笑顔でいられるよう、子ども自身の困り感を最優先した支援を実践します。「笑顔や元気が少なくなった」等、子どもが困っている様子に気づき、その原因を支援者の専門性と経験から早期に発見し、速やかに支援プランを多職種との連携で検討し、保護者や家族、地域で実践できる体制を構築します。

飛騨市の中には、生活のしづらさがあり、悩んだり不安に思ったりしている子どもが多くいます。

「生活のしづらさ」を感じている子どもを、「支援の必要な子ども」と定義します。この計画の根幹は、支援の必要な子どもの「しづらさ」を「しやすさ」に変えることです。この計画において、国が定める「サービスの見込み量」や「必要なサービスの発掘」は、「しづらさを発見できる見込み量」と「しやすさに変える施策の発掘」と読み替えます。

計画の基本理念

- すべての子どもの健やかな育成のための支援
- 子どもの自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障がい等の種別によらない一元的な福祉サービスの実施
- 入所等で家族や地域から離れて暮らした子どもが安心して戻ってこられる体制づくり
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み

(2) 計画の内容

- ① 「早期発見」「早期支援」の徹底
- ② 保護者のみならず、家族の支援
- ③ 支援者の人材育成と相談対応
- ④ 危機管理
- ⑤ 保育所や学校、地域住民の意識改革（差別意識の撲滅）

3 計画の概要

(1) 「早期発見」「早期支援」の徹底

① 「早期発見」

これまで私たちは、子どもの行動を観察し、「気になる子ども」を早期発見し、子どもの行動や考え方をよりよい行動・適切な考え方になるよう支援してきました。その支援は効果があり、良い結果となりました。その支援方法を継続する必要があるため、詳細な引継ぎを

行う必要があります。その引継ぎには「たからもの手帳」の活用が重要となります。

子どもは成長しています。それに伴い、支援方法も成長する必要があります。たとえより良い支援をしていても、子どもを取り巻く環境は変化し、ライフステージごとに生活のしづらは変化します。

早期発見とは、生活のしづらさがあり、悩んだり不安に思っている子どもを見つけたりすることです。その方法は、子どもや保護者・支援者から「相談」を受けることだけでなく、家庭、保育所、学校、各種支援事業所を「訪問」することにより、発見することです。

② 「早期支援」

発見した子どもの「しづらさ」を「しやすさ」に変えることが、「早期支援」です。

子どもの自己肯定感の低さは、生活のしづらさ、暮らしにくさにつながっています。自己肯定感を高めるためには、自分らしさを大切にすることが重要であり、これは一人ひとりのかけがえのない「持ち味」に支えられています。子どもが自分の「持ち味」に気づき、それらをさらに伸ばしていけるように支援します。

支援方法には、入所という方法と、自宅で暮らしながら、通所したり支援者が訪問したりする方法と、短期間宿泊して訓練する方法があります。

(2) 保護者のみならず家族の支援

子どもの「しづらさ」を「しやすさ」に変えるためには、子どもの「しづらさ」を子どもに関わるすべての人が理解し、解決方法を検討する必要があります。子どもへの支援と、保護者・家族への支援は両輪です。家族支援方法は、複雑で困難な問題が多いため、行政機関や社会福祉協議会・相談支援事業所等単独では解決しません。そのため、多種多様な混合チームで検討し、関係機関の連携支援を行います。

平成28年度から「NPO法人 飛騨市障がいのある人を支える会」へ、ピアサポーターやペアレントメンターの育成を含む自発的活動支援事業を委託しています。これらの委託事業を引き続き実施し、保護者や当事者の幅広い支援ができるよう取り組みます。

また、家族等に対して研修会を実施し、障がい児者や支援の必要な子どもに対する理解を深め、家族の対応力が向上するよう支援します。

(3) 支援者の人材育成と相談対応

発達支援センターが中心となり、行政職員（児童福祉担当職員等）の専門性の向上を図ります。また、保育士、保健師、相談支援担当者、教員等に対して、障がい児者支援や発達障がい等支援の必要な子どもの理解に関する研修を計画的に実施し、障がいの特性や「持ち味」等について正しい理解が広がるよう取り組みます。

発達支援センターを保護者等の相談窓口とし、発達支援センターが保護者と学校・保育所等の調整役としての役割も担当します。相談者の話をじっくりと伺い、具体的な対応を納得できるまで話し合うことで、信頼される相談窓口となるよう努力します。

(4) 危機管理

支援の必要な子どもが災いがい時に安全に避難できることや、安心して避難所での生活がで

きること等、災がい面の対応では多くの課題があります。市の防災計画の見直しに合わせて、障がい児者の災がい支援マニュアルを策定します。

(5) 保育所や学校、地域住民の意識改革（差別意識の撲滅）

- ① 地域や企業、各種団体等の方に、障がいの特性の理解、配慮のポイント等についての理解を深めるため、出前講座を開催します。また、飛騨吉城特別支援学級や普通学級の子どもや保護者に対しても、障がいの理解を深めるための講座を、学校等と協力して開催します。
- ② 市民に対して、障がい児者支援や支援の必要な子どもに対する理解を深めるための啓発を継続して実施します。

4 現状（第4期障がい福祉計画の進捗状況を含む）と課題

飛騨市の18歳未満人口は平成29年9月1日現在、3,476人（男1,777人 女1,699人）で、年々減少しています。飛騨市の総人口（24,829人）による18歳未満人口の比率は、約14%です。世帯数は8,924世帯、世帯当たり人員数は、2.78人で、平成22年の3.0人に比べ低下しています。アンケート結果からは、支援を必要としている子どもの家庭環境は、同居家族5人以上が、53.5%、祖父母と同居している世帯は、38%となっています。

(1) 支援を必要としている子どもの把握

支援を必要としている子どもを把握することは、とても難しいのが現状です。なぜならば、支援が必要という現象の原因が、障がいによる場合だけではないからです。また、子どもが必要とする支援は多様で、今ある障がい者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのみでは支えきれないのが現状です。そのため、今回の計画では、支援を必要としている子どもの把握は、行政で把握できる数（手帳交付児童の数と障がい支援区分認定児童の数）を現状とします。

① 手帳交付児童の数

各種の相談や援助を受けやすくするため、また障がいがあることを証明するため、手帳を交付しています。手帳には、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳があります。

各年度3月末現在

18歳未満の児童の手帳交付数	26年度				27年度				28年度			
	総数	重度	中度	軽度	総数	重度	中度	軽度	総数	重度	中度	軽度
身体障がい者手帳	19	12	7	0	19	13	6	0	19	13	5	1
療育手帳	44	19	14	11	45	17	13	15	45	17	8	20
精神保健福祉手帳	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0
合 計	64	31	22	11	66	30	21	15	66	30	15	21

※それぞれの手帳を重複して交付されている場合もあります。

② 障がい支援区分認定児童（受給者証交付）の数

障がい者総合支援法に基づく自立支援給付のサービス等を受けるためには、障がい支援区分の認定が必要です。

各年度3月末現在

	26 年度				27 年度				28 年度			
区分	総数	区分 1	区分 2	区分 3	総数	区分 1	区分 2	区分 3	総数	区分 1	区分 2	区分 3
人	102	5	49	48	107	5	57	45	92	1	52	39

※支援の度合い 1→低い 2→中度 3→高い

- ・ 障がい支援区分の認定を受けた子どもには、安心して生活するための計画策定が義務付けられています。〔地域生活支援事業（飛騨市単独事業）だけを利用する場合はこの計画は必要ありません。〕
- ・ 手帳交付児童数に比べ、障がい支援区分認定児童の数が年々増加傾向にあります。
- ・ 手帳交付児童全員が障がい支援区分認定児童ではありません。

※ 手帳交付児童と、手帳所持はないが障がい支援区分の認定があり、障がい児福祉サービスや地域生活支援事業を利用している子ども（平成 29 年 8 月 1 日現在 120 人）を、「支援を必要としている子ども」とし、アンケート調査を実施しました。

（2）支援を必要としている子どもの発見

アンケート結果から、発達の不安や障がいに気づいたきっかけは、家族や親族の気づきや定期健診が全体の半数以上(52.2%)でした。また、気づいた年齢としては、3歳以下が約8割でした。

① 乳児健診

	対象数	受診数	受診率	異常なし(%)	要観察	要精検	要医療
26 年度	137	137	100.0	81 (59.1)	22	19	15
27 年度	164	164	100.0	87 (53.0)	29	17	31
28 年度	137	137	100.0	69 (50.4)	30	23	15

② 1歳6ヶ月児健診

	対象数	受診数	受診率	異常なし(%)	要観察	要精検	要医療	フォローアップ (%)
26 年度	145	145	100.0	55 (37.9)	54	14	22	7 (4.8)
27 年度	154	154	100.0	53 (34.4)	72	7	22	13 (8.4)
28 年度	158	158	100.0	57 (36.1)	69	15	17	3(1.9)

③ 2歳児相談

古川町保健センターにて毎月1回、神岡町保健センターにて年6回実施しています。

2歳児相談には、やまびこ・ことばの教室職員や発達支援センター職員が参加し、集団での遊び（親子遊び）を通して子どもの様子を確認しています。

④ 3歳児健診

	対象数	受診数	受診率	異常なし(%)	要観察	要精検	要医療	フォローアップ (%)
26年度	194	194	100.0	74 (38.1)	73	15	32	15 (7.7)
27年度	168	168	100.0	45 (26.8)	68	10	45	23 (13.7)
28年度	162	162	100.0	56 (34.6)	59	16	31	19 (11.7)

⑤ フレンドリー広場

発達等に不安をお持ちの保護者を、親子での遊びを通じた関わりで応援するフォローアップの場として「フレンドリー広場」を実施しています。

古川フレンドリー広場は月2～4回、神岡フレンドリー広場は月1～2回開所し、健診後のフォローを行っています。

⑥ 子育て連絡会

目 的	子育て期の保護者や子どもに対し、相談や援助を行う機関が情報交換し、気になる子どもの情報共有等早期発見から適正な療育を考えています。
開催回数	古川：4回/年、神岡：4回/年
参加メンバー	古川・神岡・河合宮川の各子育て支援センター職員、子育てステーション（増島、さくら保育園）職員、保健師、古川やまびこ教室職員、神岡ことばの教室職員、発達支援センター職員

(3) 発見から相談

平成29年2月に策定した「ビジョン」を基に、「出生から一生涯支援し続ける」ことを目標に、発達支援センターが活動しています。発達支援センターは発見する場所ではなく、子どもや保護者、支援者に寄り添う機関です。

① 障がいにおける全般的な相談

	27年度	28年度	29年度(11月末現在)
	59 (障がい相談のみ)	77 (障がい相談のみ)	150 (発達支援センター受付)
相談件数	児童相談 404件 (保健師・子育て支援センター等受付含む)	児童相談 461件 (保健師・子育て支援センター等受付含む)	児童相談 414件 新規種別：不登校・ひきこもり学習・進路相談 19歳以上14件

★ 平成29年度から、新設された障がい福祉課に発達支援センターをおき、専門相談員（教員OB）を新たに配置することで、学齢期の子どもの相談が可能となりました。また、継続的に支援するため年齢制限を撤廃しました。

② 園訪問

目 的	困り感があると思われる子どもに早期に適切な支援を行うため、実施しています。
内 容	訪問スタッフが保育園に訪問し、集団生活における子どもの様子を観察した後、困り感があると思われる子どもについてより有効な関わり方を検討しています。

回 数 各保育園 2～4 回（各保育園から要望） 時間：9 時から 12 時
 訪問スタッフ 古川やまびこ教室職員・神岡ことばの教室職員、発達支援センター職員（保育士）、飛騨圏域発達障がい支援センター職員、保健師、理学療法士、作業療法士等

	27 年度		28 年度		29 年度 (11 月末現在)	
保健師からの引継ぎ件数	32		32		24	
訪問回数	32		21		20	
相談件数	87		58		30	
結果（フォロー）	発達支援	医療機関	発達支援	医療機関	発達支援	医療機関
	13	2	9	5	5	2

※ 保健師からの引継ぎとは、健診時に要観察となり、保育園入園後確認が必要な幼児や支援や配慮が必要と思われる幼児に関する情報提供

③ 専門療育相談

支援の必要な子どもに対し、専門家（児童精神科医師等）の診断・指導・助言を受け、家族・保育園・児童発達支援事業所の三者が共通理解のもと、より適切な支援方法を相談しています。

対象 児童発達支援事業所（やまびこ・ことばの教室）利用児童

内容 各支援機関や関係機関が、子どもにより良い支援方法を探ること目的として、子どものための支援チームとしての役割分担の決定や、事後フォロー時期の設定を検討します。

	27 年度		28 年度		29 年度 (12 月末現在)	
	回数	受診児童数	回数	受診児童数	回数	受診児童数
子相 巡回	8	19	8	23		
子相 技術的援助	14	14	13	13		
巡回訪問療育支援	2	6	3	9	2	6
巡回訪問心理士派遣					1	4
市単専門療育（児精）	3	9	2	6	1	3
市単言語リハビリ	1	8	3	9	2	9
市単理学療法相談	1	2			1	2
圏域支援 検査依頼					5	11

- ・巡回訪問療育支援
派遣スタッフ
依頼スタッフ
希望が丘こども医療福祉センター 3回/年
児童精神科医・精神保健福祉士・心理士
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
担当保育園の園長・担当保育士
山ゆり地域生活支援センター職員
- ・巡回訪問心理士派遣
平成 29 年度限定 2 回（検査 1 回 結果説明 1 回）
※子ども相談センターの巡回相談・技術的援助が平成 29 年度から中止となったことによる単年度事業
- ・市単独専門療育相談
スタッフ
児童精神科医・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・
山ゆり地域生活支援センター職員

（４）対応方法

① 入所の場合

毎年度 3 月末

種 類	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (10 月末現在)	備 考
児童養護施設	7	6	6	6	
福祉型障がい児入所施設	1	2	3	2	過齢児(3)
医療型障がい児入所施設	0	0	0	1	期間限定
里親委託	2	2	1	1	

※ 施設入所は、飛騨子ども相談センターが措置しています。

福祉型・医療型の障がい児入所施設の入所方法は、飛騨子ども相談センターの措置と、保護者との契約があります。

- ・ 児童養護施設入所児童の入所児童や里親委託の子どもの障がい児率が上昇しています。（児童養護施設 28.5% 里親委託 20.6% 平成 24 年度）
- ・ 児童養護施設から児童発達支援事業所への通所は現在のところありません。
- ・ 福祉型障がい児入所施設は、岐阜県に 2 箇所、社会的養護の必要な子どもの入所が優先です。障がい重度であったり、強度行動障がいのある障がい児が多かったりするため、18 歳を超えても社会復帰等が困難です。そのため、過齢児（18 歳以上）が多く入所しています。退所後の行き先が決まるまで、やむなく入所していますが、平成 30 年度中に成人施設やグループホームへの移行が予定されています。（平成 33 年度まで、期間延長可能）
山ゆり学園 高山市 ひまわりの丘第一学園 関市
- ・ 医療型障がい児入所施設は、岐阜県中央子ども相談センターが入所調整しています。岐阜県に 2 箇所ありますが、空きがありません。
希望が丘こども医療福祉センター 岐阜市
岐阜県総合医療センター 障がい児病棟 岐阜市
- ・ いずれの施設も、空床型のショートステイとして利用できるようになっています。
- ・ 大きな集団型の入所施設で生活することよりも、より家庭的な対応が期待できる、障がい児のグループホームにおいて、早期療育機関として短期間の母子入所ができることが望ましいと考えています。

② 在宅（通所）の場合

ア 保育園（※未満児を含む）

	27 年度		28 年度		29 年度 (12 月末現在)	
	園児数	加配必要	園児数	加配必要	園児数	加配必要
市内保育園	667	35 (5.25%)	674	34 (5.04%)	683	29 (4.24%)
広域委託	8		7		10	

※ 子どもの数は減少していますが、未満児の入園希望の増加のため、園児数が増加しています。

※ 加配必要とは、担任保育士以外に保育士を配置することで、集団生活ができるように支援を行っている園児の数です。

イ 児童発達支援

児童発達支援	在宅の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
--------	--

事業所（担当地域）	古川やまびこ教室（古川・河合・宮川地域） 神岡ことばの教室（神岡地域）
事業所所在地	古川やまびこ教室：ハートピア古川内 神岡ことばの教室：飛騨市立旭保育園内
経営主体	飛騨市
定員	各 10 名
各事業所の体制	児童発達支援管理責任者 1 名 児童指導員等（保育士） 2 名等
事業内容	個別支援計画に基づく個別若しくは小集団による支援のほか、 保育園訪問にて集団における適応状況を観察したり、担当保育士への助言を行っています。

	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (9 月末現在)
利用児童数（保育園児以外の児童） B	人	65 (8)	54 (7)	46 (3)
述べ利用件数 A	件	662	610	246
1 名あたりの年間利用件数平均 A/B	件	53.8	63.0	—
年度中入室	人	24	9	12
年度中退室	人	5	8	6

- ・ 児童発達支援を利用している児童の内、約 60%が加配保育対象児童です。
- ・ 保育園児以外の児童の場合は、母子通所を原則としており、家庭で実践できる支援方法を探っています。年々未満児の保育園入所が多くなり、母子通所の数は減少傾向です。
- ・ やまびこ教室は保護者送迎のため、保護者の都合により利用が増減することがあります。

- ・ 児童発達支援職員が、フレンドリー広場に参加することにより、スムーズに入室できるよう努めています。

ウ 義務教育

	27 年度		28 年度		29 年度 (11 月末現在)	
	全児童生徒数	支援学級	全児童生徒数	支援学級	全児童生徒数	支援学級
小学校	1,188	22(1.85%)	1,121	17(1.52%)	1,094	23(2.1%)
(通級)		31(2.61%)		34(3.03%)		36(3.29%)
中学校	744	11(1.48%)	722	15(2.08%)	667	14(2.10%)
合 計	1,932	64(3.31%)	1,843	66(3.58%)	1,761	73(4.15%)

- ・ 飛騨市から別の市町村へ通学する区域外通学はありません。
- ・ 通級は、古川小（LD、ADHD）と神岡小（言語）に設置しています。
- ・ 通常学級において、発達障がい等で様々な支援を必要としている児童生徒に対し支援員を配置しています。支援員は、学級・教科担任と連携し、一人ひとりに寄り添いながら、学習習慣の確立や学力向上を目指して支援を行っています。

※支援員について

(飛騨市子ども・子育て支援計画より)

事業の目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画支援員数（人）	21	21	21	20	20
支援員数実績（人）	21	21	21	—	—

- ・ 児童生徒数は減少していますが、支援の必要な子どもの数は増加しています。アンケートから、保護者は将来を踏まえそれぞれの子どもに寄り添った学習支援ができる場所がほしいと考えています。

エ 特別支援学校

	27 年度			28 年度			29 年度		
	小学	中学	高等	小学	中学	高等	小学	中学	高等
飛騨吉城特別支援学校 (知的・肢体・病弱)	8	9(1)	13	7	5	17(1)	6	5	15
飛騨特別支援学校 (知的)	1	1	1	2	2	1	2	2	0
飛騨特支高山日赤分校 (肢体・病弱)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※表中（ ）は年度途中の転出者数

- ・ 小学部在籍児童のほとんどが、放課後等デイサービスか、日中一時支援を常時利用しています。
- ・ 飛騨市では、障がい者の雇用環境の整備のため、飛騨吉城特別支援学校生徒の就労体験を受け入れた事業主に対し奨励金の交付を行っています。
- ・ 平成 25 年 4 月の開校以来、飛騨吉城特別支援学校では 15 名が卒業しました。全員が飛騨各地に巣立っていきましたが、今後の進路先の開拓が課題です。そのため、飛騨市では平成 28 年度から障がい者就労促進のために、事業主（雇用担当者）向けに、飛騨

吉城特別支援学校を知っていただく取組として、同校の見学会を実施しています。

- ・ 重度心身障がい児の保護者からは、卒業後、毎日通うところがないと、それまでの生活リズムが崩れてしまうのではないかと心配の声が寄せられています。

看護師の配置等、緊急時の医療的ケア体制を整えることに課題があり、医療措置が必要な障がい児へのサービスが圧倒的に不足しているのが実情です。

オ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後（授業終了後）及び長期休業期間等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保するために、放課後児童クラブを実施しています。

適切な遊びや指導を行うことにより児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働くことができる環境づくりを目的として事業を実施しています。

開室日：月～金曜日の授業日

授業終了後 ～18:00

夏休み等長期休暇・学校行事による振替休日

7:30～18:00

第1・3土曜日（古川・古川西・神岡のみ）

8:30～17:30

事業の実績	27年度	28年度	29年度 (12月末現在)
児童クラブ開設数（箇所）	5	5	5
見込み量（子ども・子育て支援計画）	314	310	303
利用登録児童数（人）	309	334	329
待機児童数（人）	0	0	0
発達障がい児の受入	0	0	0

- ・ 平成28年度から、利用登録児童数は見込み量より増加しています。
- ・ 発達障がい児の受け入れについては、保護者や発達支援センターと連携して対応する場合がありますが、現在のところ受け入れ体制（専門的知識等を有する指導員の配置）が整っていないことが課題です。

③ 在宅（医療状況）の場合

ア 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいの軽減・改善するために医療が必要な時に、指定自立支援医療機関で受けることができる制度です。

	27年度	28年度	29年度 (10月末現在)
申請件数（実人数）	4（4）	5（5）	4（3）

イ 重度心身障がい児の医療費助成

重度心身障がいのある子どもへ医療費（自己負担分）を助成する制度です。

対象者：1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けている子ども

A1・A2又はB1の療育手帳の交付を受けている子ども

1～2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている子ども

	27 年度	28 年度	29 年度 (10 月末現在)
申請件数（市単独）	39（5）	36（5）	31（5）

- ・（市単独）とは、自立支援医療に該当しない、身障４級 療育Ｂ２ 精神３級の手帳を所持する者で非課税世帯を対象とした医療費助成です。
- ・飛騨市では「障がい児等通院助成事業」により、専門医療機関又は療育機関を利用した場合の交通費を助成しています。（公共交通機関以外に自家用車も助成対象）

④ 自立支援給付等によるサービス利用状況

※各事業所については、市内児童の利用分のみ掲載

		移動支援	日中一時	障がい者 デイサービス	訪問入浴	児童発達支援	放課後等 デイサービス
26 年度	実人数	5	36	1	0	63	5
	延回数	101	4,764	71	0	2,962	174
	回/人	20.2	132.3	71.0	—	47.0	34.8
27 年度	実人数	5	38	1	0	67	6
	延回数	123	703	89	0	2,780	242
	回/人	24.6	18.5	89.0	—	41.5	40.3
28 年度	実人数	3	35	1	2	54	10
	延回数	179	3,550	83	21	2,367	496
	回/人	59.7	101.4	83.0	10.5	43.8	49.6
29 年度 10 月 末実績	実人数	3	36	2	1	45(1)	15(3)
	延回数	183	1,538	107	28	1,177 (14)	421 (84)
	年推計	314	2,636	183	48	2,018	722
	回/人	104.7	73.2	91.5	48.0	44.8	48.1

(注) () は重症心身障がい児の利用

ア 移動支援

屋外での移動が困難な子どもに、外出のための移動を支援しています。

事業所名	所在地	経営主体
古城ホームヘルパーステーション古川	古川町	(福) 古城福祉会
ホームヘルプサービスたんぽぽ苑	神岡町	(福) 神東会

- ・重度の障がい児の自宅へホームヘルパーを派遣し、居宅から外出先への公共交通機関等の乗降支援をしています。

イ 日中一時支援事業

家族の一時的な休息を図るため、障がいのある子どもに日中活動の場を提供しています。

飛騨市には現在、放課後等デイサービスがないため、放課後や夏休み等の長期休暇等の子どもの安心できる居場所になっています。（和光園を除く）

事業所名	所在地	経営主体	内 容
なかよしキッズ	神岡町	(福)飛騨市社会福祉協議会	授業日(月～金) 下校～17:45 夏休み等長期休暇(土日祝日除く) 8:00～17:15 土曜営業(月3回) 8:15～17:00 学習支援室みらい(毎週金曜日) 小中学校への迎えあり
ぽかぽかはうす	古川町	(福)岐阜県福祉事業団	授業日(月～金) 下校～18:00 土曜日及び夏休み等長期休暇 9:00～17:00(年末年始除く) 小・中学生への学習支援有り 小・中・特別支援学校への迎えあり
養護老人ホーム和光園	古川町	(福)吉城福祉会	入浴サービスのみ実施 送迎なし
日中一時支援事業所 ピース	神岡町	NPO法人 飛騨市障がいのある人を支える会	平日 9:00～17:30 土曜 9:30～16:00 創作活動・レクリエーション実施 送迎あり

ウ 障がい者デイサービス

老人デイサービスセンターにおいて、入浴、創造的活動、レクリエーションなどのサービスを提供します。平成29年11月末現在、利用できる事業所は次のとおりです。

事業所名	所在地	経営主体	利用できるサービス
旭ヶ丘デイサービスたんぽぽ苑	神岡町	(福)神東会	入浴サービス
古川デイサービスセンター	古川町	(福)吉城福祉会	入浴サービス
河合デイサービスセンター	河合町	(福)吉城福祉会	入浴サービス
宮川デイサービスセンター	宮川町	(福)吉城福祉会	入浴サービス

- ・ いずれも地元の事業所の協力により利用できますが、保護者の送迎が必要です。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもが利用するための看護師配置が課題です。

エ 訪問入浴

居宅の浴場での入浴が困難な人に対し、訪問入浴車を利用して入浴の介護を行います。

事業所名	所在地	経営主体
吉城訪問入浴介護やすらぎ	古川町	(福)吉城福祉会

オ 児童発達支援

一人ひとりのお子さんの発達の状況にあわせて、体を使った遊びを通して、運動機能や言葉の発達を促すことを目的に設置されています。

事業所名	所在地	経営主体
飛騨市古川やまびこ教室	古川町	飛騨市
飛騨市神岡ことばの教室	神岡町	飛騨市
児童発達支援事業 ゆりのこ	高山市	(福) 飛騨慈光会
岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山	高山市	(福) 岐阜県看護協会
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市	(福) 富山県社会福祉総合センター

- ・ 飛騨市内には事業所が2箇所（古川やまびこ教室・神岡ことばの教室）あります。しかし、重度の障がいを持った子どもは、高山市・富山市にある施設を利用しています。

カ 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等長期休暇中に、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスです。

事業所名	所在地	経営主体
放課後等デイサービスばわふる	高山市国府町	(株) ステキバリエーション
★らるごきっず	高山市清見町	医療法人 万裕会
★放課後等デイサービス奏	高山市	(株) LOUD&PEACE
★支援事業所 てとら	高山市	一般社団法人 てとら
★岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山	高山市	(公社) 岐阜県看護協会

- ・ 現在飛騨市にはありませんが、平成30年度には、古川町に1ヶ所新設される予定です。
- ・ ★は、重症心身障がいの子どもの受け入れ可能な事業所です。なお、「らるごきっず」は、平成30年3月31日から休業予定です。
- ・ 飛騨市では、医療依存度の高いお子さんへの生活機能向上のための機能訓練等（医療型児童発達支援）・放課後等デイサービス等を利用する場合、看護師が付き添う送迎費を助成しています。

⑤ 短期入所（ショートステイ）

短期入所とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。いずれも空床型で、保護者と施設が契約を結び利用します。

現在、飛騨市内の児童が利用している事業所は3箇所あります。

事業所名	所在地	経営主体
福祉型障がい児入所施設山ゆり学園	高山市	(福) 飛騨慈光会
高山赤十字病院老人保健施設はなさと	高山市	日本赤十字社
指定短期入所事業所 富山県リハビリテーション病院こども支援センター	富山市	(福) 富山県社会福祉総合センター

サービス利用状況

	27 年度	28 年度	29 年度 (10 月末現在)
実人数	1	2	3
利用日数	2	15	31

- ・ 利用期間は1泊2日がほとんどで、送迎も保護者が行っています。
- ・ 対象の子どもは、重度障がい児が多く、緊急時の受け入れ先の確保が課題です。
- ・ 少しでも長く在宅で生活できるよう、保護者のレスパイト等のニーズに沿った利用を可能とするため、ショートステイ先の確保が課題です。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもの短期入所できる事業所が増加することが必要です。
- ・ 飛騨市では、重症心身障がい児の個室利用料等の一部負担金の助成をしています。

⑥ 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護とは、居宅において入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

現在、飛騨市内の児童が利用している事業所は1箇所あります。

事業所名	所在地	経営主体
吉城ホームヘルプステーション古川	古川町	(福) 吉城福祉会

サービス利用状況

	27 年度	28 年度	29 年度 (10 月末実績)
実人員	0	1	1
利用日数	0	22	45

- ・ 飛騨市内には、子どもが利用できる事業所は、上記のほか、神岡町に1箇所ずつあります。
- ・ 喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けた事業所はありません。

⑦ 計画相談支援

障がい者総合支援法に基づく自立支援給付のサービス等を受けるためには、サービス等利

用計画書が必要です。子どもの環境や利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた計画を利用者に相談しながら作成します。また、支給決定の有効期限内に継続してサービスが利用できるよう、見直しを行います。

現在、飛騨市内の子どものサービス等利用計画書を作成している事業所は2箇所あります。

指定障がい児相談支援事業所	所在地	経営主体
飛騨市障がい者生活支援センター	古川町	(福) 吉城福祉会
高志福祉相談センター	富山市	(福) 富山県社会福祉総合センター

サービス利用状況

	27 年度	28 年度	29 年度 (10 月末実績)
実人員	106	92	84
計画策定件数	7,762	6,696	3,454

(注) 複数のサービスを利用している児童もあり、「サービス利用児童」は個々のサービスの合計とは一致しません。

計画策定件数には、新規・更新時のサービス利用計画のほか、モニタリング（中間見直し）を含みます。

第2章 成果目標

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、平成32年度の成果目標を設定することとされています。

第2章では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の成果（整備）目標を次のとおり設定します。

1 平成32年度の成果目標

成果目標

- ◎ 飛騨市独自の基幹相談支援センターを整備します。（平成32年度）
- ◎ 飛騨市独自の地域生活支援拠点を整備します。（平成32年度）
- ◎ グループホーム（ショートステイ併設）を整備します。（平成32年度）
- ◎ 飛騨市独自の児童発達支援センターを整備します。（平成32年度）

（1）基幹相談支援センターの整備

目的：福祉施設入所等の子どもの地域生活へのスムーズな移行

- ・ 各施設入所児童が地域に戻るときに、子どもや家族・地域の人たちが安心して戻ってこられる体制を造るためには、退所前（事前）のネットワークが不可欠です。また、退所後の子どもや保護者へのフォローも必要です。

ア 目標の設定

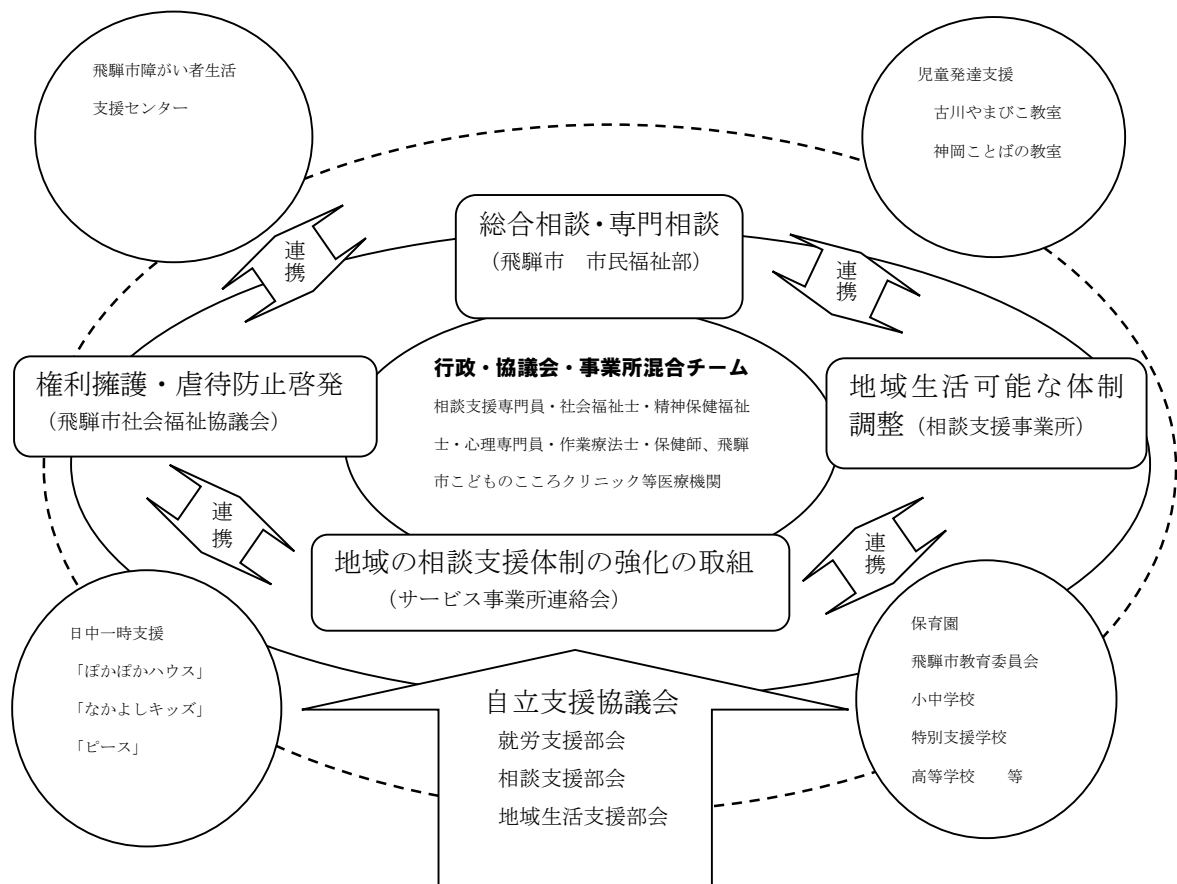
項 目	備 考
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、支援の必要な者への相談、情報提供、助言及び成年後見制度利用支援事業を実施し、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う拠点。組織としては、現在の行政機関（発達支援センター）・飛騨市社会福祉協議会・相談支援事業者等による混合チームを結成し、地域の様々なニーズに対応できるように、飛騨市独自の基幹相談支援センターを構築する。

イ 目標設定にあたっての考え方

- 児童の入所措置は、岐阜県飛騨子ども相談センターが様々な場面で関わっているため、入所中から施設や飛騨子ども相談センターとの連携を密にし、退所後スムーズに地域移行できるような体制を構築します。
- 取り組みとして地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、子どもに対しては地域移行訓練、保護者等には助言を行う等スムーズな移行ができる体制をつくります。

飛騨市基幹相談支援センターのイメージ

(こどもの場合)



(2) 地域生活支援拠点の整備

人々が安心して暮らすためためには、自立した生活が困難な状態になった人が、最期まで地域で暮らせる唐にすることです。そのためには、概ね30分程度で移動できる日常生活圏内で、「医療」「専門的介護」「重度化予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」の要素が一体的に提供される仕組みが必要です。たとえば、重度の障がいを持った子どもの場合は、受け入れ体制を整えるとともに、障がい児等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい児やその家族の緊急事態に対応する必要があります。現在のショートステイは事前予約が必要です。

そのため、医療機関と連携しながら、飛騨市内にショートステイを受け入れることができる事業所を整備する必要があります。

ア 目標の設定

項 目	備 考
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」等緊急時に対応するための5つの機能を満たす拠点を、飛騨市独自の方法やネットワークでつくります。 ① 相談（地域移行、親元からの自立等） ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等） ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等） ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）。

イ 目標設定にあたっての考え方

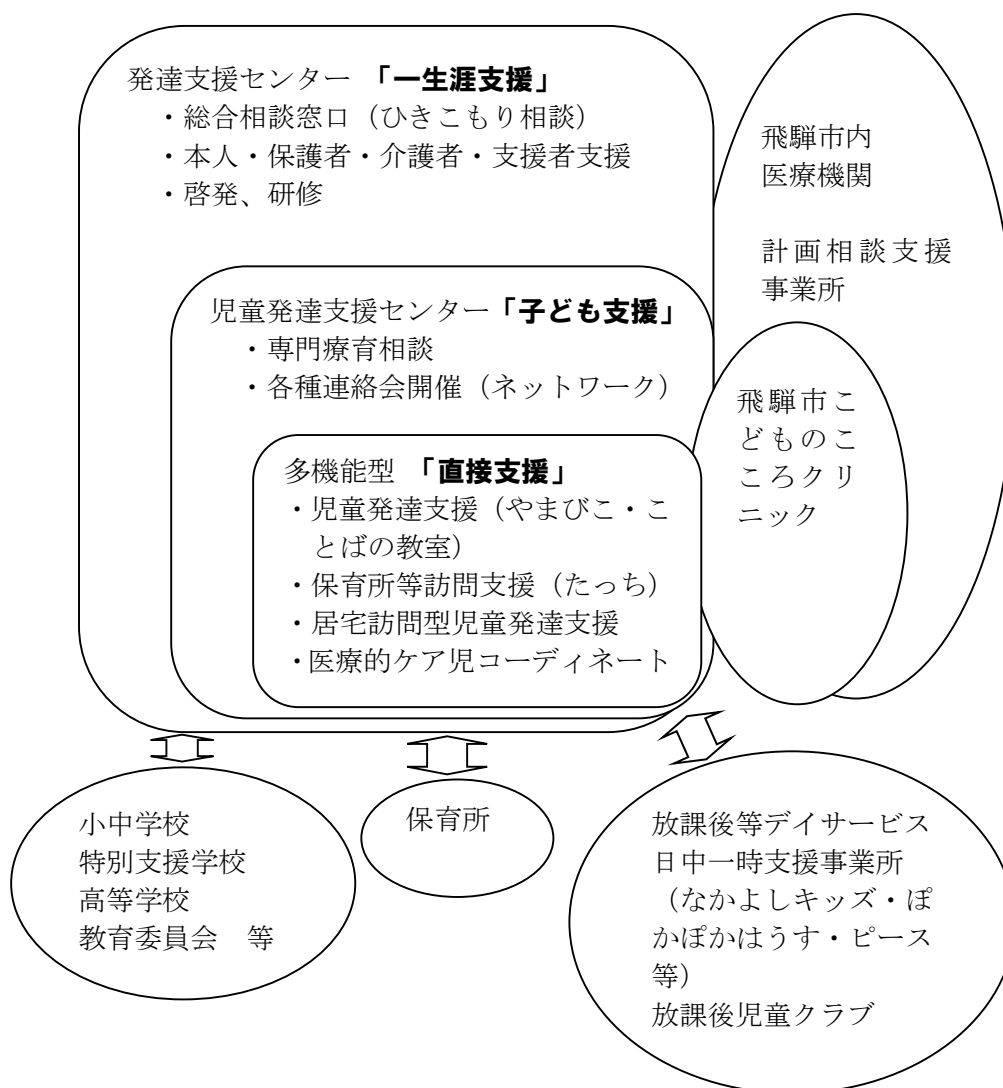
飛騨市では、平成32年度末までに整備する「飛騨市基幹相談支援センター」を中心に通所施設（事業所を含む）や緊急一時保護施設（障がい者のグループホームにショートステイを併設）、介護保険施設（事業者を含む）等で機能を分担した面的な体制を整備します。（46ページのイメージ図参照）

(3) 児童発達支援センター

未就学の障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技術の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした施設です。

児童発達支援センターには、福祉型と医療型がありますが、飛騨市こどものこころクリニックと検討し、早々に設置したいと考えています。作業療法士または、理学療法士、心理担当職員、看護師を配置し、重症心身障がい児も受け入れ可能な通園事業も開始できることを目指します。

児童発達支援センターのイメージ



第3章 活動指標等

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、地域の実情の踏まえ設定することとされています。

第3章では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の障がい児支援の提供体制を次のとおり設定します。

1 障がい児支援の提供体制の整備等

数値目標

- ・平成32年度末までに、保護者ニーズ（提供時間、土日休日等）に合わせた児童発達支援体制を飛騨市内に1箇所確保することを目指します。
- ・平成30年度末までに、保育所等訪問支援事業所を飛騨市内に1箇所確保します。
- ・平成32年度末までに、放課後等デイサービス事業所を古川・神岡それぞれに1箇所確保することを目指します。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所と重症心身障がい児を支援する放課後デイサービスを飛騨市内に1箇所確保することを目指します。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障がい児や保護者等を支援する短期入所（ショートステイ）を飛騨市内に1箇所確保することを目指します。
- ・平成30年度までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう協議する場を設置し、平成32年度までにコーディネーターの確保を目指します。
- ・平成32年度までに、支援者（事業所職員・保育士・学校職員等）の資質向上のための研修体系の構築を目指します。

（1）平成32年度の活動指標の設定

【障がい児に対する支援 活動指標】

事 項	28年度実績	32年度見込
（1） 支援を求めているすべての子どもに個別の支援計画を立て進捗状況を把握する体制を構築 拡充	計画策定の必要な子ども 100%達成	支援を求めている子ども 100%

【発達障がい児に対する支援 活動指標】

事 項	28年度実績	32年度見込
（1） 放課後等デイサービス事業所を飛騨市内に確保 新規	0 箇所	2 箇所

【重症心身障がい児に対する支援 活動指標】

事 項	28 年度実績	32 年度見込
(1) 短期入所（ショートステイ）事業所を飛騨市内に確保 新規	0 箇所	1 箇所
(2) 居宅訪問型児童発達支援事業の実施 新規	0 箇所	1 箇所
(3) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス 新規	0 箇所	1 箇所

【医療的ケア児に対する支援 活動指標】

事 項	28 年度実績	32 年度見込
(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保 新規	0 人	1 人

【発達支援センターの支援事業 活動指標】

事 項	32 年度見込
(1) 発達支援センターの体制強化 ① 総合相談窓口（専門化とコーディネート） ② 保育所等支援者支援（園訪問事業・言語相談事業・発達相談事業・カウンセリング事業・育成事業） ③ 子どもと保護者への寄り添い型支援 ④ 啓発・研修 拡充	重層的な地域支援体制の構築（国基準の児童発達支援センターを目標）
(2) 専門相談事業から「保育所等訪問支援事業」へ移行 新規	子どもの環境（ライフステージ）の変化に応じた支援引継ぎ体制の構築
(3) 発達支援事業（本人支援と移行支援・家族支援・地域支援） 拡充	子どもの特性を見つけ、特性に応じた支援方法を発見し、子ども本人やその家族に対し質の高い児童発達支援を提供
(4) 医療型児童発達支援事業の模索 新規	飛騨市内小児科との連携によるプロジェクトチーム編成

(5) 引きこもり等支援体系の構築 [拡充]	引きこもりへの支援を他機関多職種で検討
(6) 就労支援 [拡充]	飛騨吉城特別支援学校と協働し、障がい児者の雇用方法を検証し、就労支援につなげる

2 支援の必要な子どもへのサービス提供等の見込み量と確保施策

(1) 障がい児通所支援等の見込み量と確保策等

第1期生涯安心こども計画においては、平成29年度までの障がい児通所支援等の実績（見込み）を踏まえ、平成30年度～平成32年度のサービス見込み量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県や圏域、飛騨市が協議して、障がい児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

(2) 早期発見（相談）

① 子どもに対する支援体制

ア 体制の概要

項 目	備 考
子ども支援体制整備 [新規]	子どもやその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で支援を行う「児童発達支援センター」に専門職を配置し、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児通所支援事業所を利用していない地域で生活する子ども及びその家族が気軽に利用できる場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊び場の提供を行うことにより、地域支援体制の整備を図ります。
巡回支援専門員整備 [新規]	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、子どもの福祉の向上を図ります。

イ サービス見込み量

支援の必要な子どもへの支援体制整備 (児童発達支援センター等) 新規	平成 32 年度末までに、飛騨市独自の児童発達支援センターを整備します。 ・専門職員の配置と地域支援の強化 ・子どもの居場所づくり
---	---

		第 1 期計画		
	単位	30 年度	31 年度	32 年度
巡回支援（年間）	延回数	7	7	7

- ・ アンケートから障がいの有無に関わらず利用できる施設との要望があり、「児童発達支援センター」で居場所づくり事業を検討します。
- ・ 各園からの依頼に応じ発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回します。各園に年 1 回以上を想定しました。

② 誕生から一生涯支え続ける相談支援事業（飛騨市発達支援センター事業） **拡充**

目 的	誕生から一生涯にわたる途切れのない支援を行う
内 容	様々な相談の窓口となり、相談内容に応じて関係機関につなげます。ライフステージ毎の引継ぎを確実にこない、途切れのない支援ができるチームづくりを行います。 「飛騨市たからもの手帳」を中心に、支援チームと共に子どもを支え続けます。

方法 窓口相談、電話相談、訪問相談

「たからもの手帳」の「支援編」を基に、保護者と関係機関と連携を図りながら、日常的な支援や環境が変わるとき等ライフステージにおいて、専門的助言や支援プランを提示します。

体制 相談支援専門員（教員 0B・保育士）、ソーシャルワーカー（社会福祉士等）、児童精神科医師、心理担当職員、作業療法士、看護師等

ア 第 1 期計画のサービス見込み量（年間）

	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
相談件数	件数	220	250	250	250

イ サービス見込み量の算定にあたっての考え方

- ・ 平成 29 年度に作成した「たからもの手帳」の「支援編」を交付した方に年 1 回現状

把握をします。(件数には含めず)

- ・ 平成 29 年度の相談受付の中で、平成 30 年度新設の「保育所等訪問支援事業」への移行分を実績見込みに勘案しています。
- ・ 関係機関や専門家に結びつける間の相談が主になるため、保護者や子どもへの寄り添い型支援が重要と考えています。
- ・ 保育園訪問で、保護者より依頼のあるものについて、専門家が育児やしつけ方法を助言します。
- ・ 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携等を図り、飛騨市市民福祉部と教育委員会との連携体制を確保します。

(3) 早期発見 (訪問)

① 保育園訪問 継続

目 的	集団生活の中での子どもの困り感の早期発見と適切な支援を目的とします。
内 容	集団生活における子どもの様子を観察し、支援が必要と思われるこどもへの関わりについて検討し、保育士支援につなげます。

回数 各保育園 1 ～ 2 回 (各保育園より要望)
 時間 9 時から 12 時
 訪問スタッフ 児童発達事業所管理者(保育士)、飛騨圏域発達障がい支援センター職員、理学療法士等

ア 第 1 期計画のサービス見込み量 (年間)

			第 1 期計画		
	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
訪問回数	回	20	14	14	14
相談件数	件	30	14	14	14

イ サービス見込み量の算定にあたっての考え方

- ・ 平成 30 年度新設の「保育所等訪問支援事業」への移行分を勘案しました。
- ・ 保育園の支援者(担任や加配保育士)支援を目的に、各園からの依頼に応じて実施します。各園に年 2 回以上を想定しました。保護者からのニーズ把握は、保育所等訪問支援事業で実施します。
- ・ 担任や加配保育士が悩みを一人で抱え込むことがないよう、一緒に支援方法を考えます。

② 専門療育相談 継続

目 的	専門家によるチームを編成し、個別支援計画の策定を目的とします。
内 容	発達支援センターで関わっている児童（保育園訪問事業・発達支援事業・保育所等訪問支援事業等）で、支援の必要な子どもに対し、医師（児童精神科、小児科等）・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・保育士等によるチームを編成し、支援方法（個別支援計画）を検討したり、事後評価（フォロー）したりします。

ア 第 1 期計画のサービス見込み量（年間）

		第 1 期計画						
	29 年度 (実績見込)		30 年度		31 年度		32 年度	
	回数	児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数	児童数
専門療育支援	5	15 (各 3)	3	9 (各 3)	—	—	—	—
言語リハビリ	2	10	3	9 (各 3)	3	9 (各 3)	3	9 (各 2)
圏域支援 発達相談	5	11	5	10 (各 2)	5	10 (各 2)	5	10 (各 2)
リハビリ相談	1	2	2	2	—	—	—	—

イ サービス見込み量の算定にあたっての考え方

- ・ 専門療育支援は、飛騨市こどものこころクリニック開設に伴い、平成 30 年度まで算定しています。
- ・ 圏域支援の検査依頼については、飛騨市こどものこころクリニック受診や、発達支援センターに心理担当職員を採用する予定のため減少すると見込みました。
- ・ リハビリ相談は、平成 31 年度より、重度障がい児（外出困難児）対象の居宅訪問型発達支援事業に移行する予定です。
- ・ アンケートより、就学まで継続していたリハビリを、就学後も継続できる方法がないかとの意見があり、居宅若しくは居宅近くで、リハビリを受ける方法を検討します。

(4) 早期対応

① 入所支援 継続

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童養護施設	保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する制度
福祉型障がい児入所施設	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障がい児入所施設	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス
里親委託	さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども達を、温かい愛情と正しい理解をもった家庭環境の下で養育する制度

イ サービス見込み量（年間）

			第 1 期計画		
項 目	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
児童養護施設	人分	6	6	6	6
福祉型障がい児入所施設	人分	2	2	2	2
医療型障がい児入所施設	人分	1	1	1	1
里親委託	人分	1	1	1	1

ウ 見込み量確保

- ・ 措置権及び相談窓口が岐阜県飛騨子ども相談センターにあるため、連携し対応します。

エ 質の向上のための方策

- ・ 退所前のネットワーク会議を充実し、退所後に子どもや保護者、地域が不安にならないよう支援体制を構築します。

② 通所・訪問等支援

ア 提供サービスの概要

事 項	備 考
児童発達支援 (古川やまびこ・神岡 ことばの教室)	通所による日常生活における子ども本人への基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス。家族支援・移行支援・地域支援を行う
拡充	保護者のニーズに合わせた支援を行う

放課後等デイサービス 新規	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス
保育所等訪問支援 (たち) 新規	保育所等(保育園・小学校・放課後児童クラブ等児童が集団生活を営む施設)を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス ・子どもへの支援(集団生活適応のための訓練等) ・訪問先のスタッフ支援(支援方法等の助言等)
居宅訪問型児童発達支援 新規	重度の障がい等の状態にある障がい児にあって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、栄養指導、集団生活への適応訓練等のサービス
医療型児童発達支援 新規	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、栄養指導、集団生活への適応訓練等のサービス
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス 新規	就学されている重症心身障がい児を対象に、放課後や長期休暇中に、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス

イ サービス見込み量(年間)

			第1期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	48	50	50	50
	人日分	216	225	225	225
放課後等デイサービス	人分	20	30	37	40
	人日分	60	105	130	140
保育所等訪問支援	人分	—	10	20	30
	人日分	—	40	160	240
居宅訪問型児童発達支援	人分	—	1	2	2
	人日分	—	6	16	16
医療型児童発達支援	人分	—	1	1	1
	人日分	—	24	24	24
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	人分	—	3	3	3
	人日分	—	144	144	144

・サービス見込み量については、月間の利用人数を推計し、それらのものに必要なサービ

ス提供量を定めることとします。

- ・ 児童発達支援では平均月 4 日、保育所等訪問支援は初年度月 1 回、翌年度から月 2 回、医療訪問型児童発達支援は月 2 回、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは週 1 回を見込む。

ウ 見込み量確保

- ・ アンケート結果から、就学前の子どもの保護者の 29.4%は集団生活での関わり方を充実させてほしいと要望していることを見込みました。(アンケート結果 P17)
- ・ アンケート結果から、就学中の子どもの保護者 25.0%は、長期休暇も含めて放課後等デイサービスに通わせたいと思っていることを見込みました。(アンケート結果 P22) また、今後利用したいサービスとして放課後等デイサービスが 13.6%であり、飛騨市内での早期の開設を望む声があることを考慮して、算定しました。(アンケート結果 P37)
- ・ アンケート結果から、保護者は子どもが保育所に通所中から就学への不安を抱えていることがわかりました。そのため、卒園後の学校との連携ができるよう保育所等訪問支援事業を新設し、児童発達支援事業所を卒室予定の子ども等を見込みました。(アンケート結果 P16)
- ・ アンケート結果や意見から、医療的ケアの必要な子どもの保護者や重症心身障がい児の保護者は、児童発達支援事業所に通えなかったり、退室後の支援が受けられないことに不安がありました。そのため、居宅訪問型児童発達事業所の新設と重症心身障がい児を支援できる放課後等デイサービス事業所を誘致し、対応できるよう算定しました。(アンケート結果 P16)
- ・ アンケート結果から、医療型児童発達支援に期待する意見が 11.4%あり、早期に検討し、開始できるよう算定しました。(アンケート結果 P37)

エ 質の向上のための方策

- ・ 各事業所等のニーズに応じ、飛騨市こどものこころクリニックの医師等の医療従事者や、発達支援センターの心理専門員、作業療法士等の派遣を実施し、各事業所職員等の資質向上を図ります。
- ・ 県立希望が丘こども医療福祉センターによる専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。
- ・ 飛騨圏域発達障がい支援センターと協働し、研修・連絡調整（情報共有）や、専門支援員による助言等を受け、資質の向上を図ります。
- ・ 重症心身障がい在宅支援センターみらいと連携し、在宅の重度心身障がい児に対する支援の充実を図ります。
- ・ 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障がい児通所支援事業所等の緊密な連携等を図り、障がい福祉課と市民保健課（保健センター）、子育て応援課、教育委員会との連携体制を確保します。
- ・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を選択した個別の支援が必要な児童についても、安心して過ごすことができるよう支援員等の充実を図ります。

(参考 「子ども・子育て支援事業計画」)

		子ども・子育て支援事業計画		
	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	参 考 (29 年度)
児童クラブ開設数 (箇所)	5	5	5	5
利用登録児童数 (人)	360	296	286	303

※ 平成 30 年度に発達障がい児受け入れのための体制を模索予定です。また、開設時間の延長など、保護者の利便性の向上に努めます。

※ 放課後児童クラブへも保育所等訪問支援の訪問支援員の派遣を検討しています。

③ 移動支援 継続

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
移動支援	屋外での移動が困難な子どもに、外出のための移動を支援しています。

イ サービス見込み量

			第 1 期計画		
サービス名	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
移動支援	人数分	4	5	5	5
	延回数	40	40	40	40

- ・ 移動支援は過去の実績により、ほぼ横ばいと見込んでいます。
- ・ 事業の周知に努め、飛騨市内の事業所・飛騨圏域内の他の事業所を活用し、障がい児の外出、社会参加を支援します。

④ 日常生活支援 拡充

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
日中一時支援	家族の一時的な休息を図るため、障がいのある人に日中活動の場を提供します。
訪問入浴	居宅での入浴が困難な人に対し、訪問入浴車を利用して入浴の介護を行います。

イ サービス見込み量

			第 1 期計画		
項 目	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
日中一時支援	人分	36	40	40	20
	延回数	590	650	650	400
訪問入浴	人分	2	3	3	3
	延回数	15	20	20	20

ウ 見込み量確保

- ・ 日中一時支援を制度にあてはまらない子ども（引きこもり、不登校等）の居場所づくり、余暇活動支援事業として位置づけ、利用を見込みました。
- ・ 平成 31 年度に、飛騨市内で日中一時支援から法定サービスである放課後等デイサービスへの移行を予定している事業所があることを考慮して、平成 32 年度の見込量を算定しました。
- ・ 訪問入浴は過去の実績により、ほぼ横ばいを見込みました。

エ 質の向上のための方策

- ・ 神岡町の日中一時支援事業「なかよしキッズ」では、平成 29 年 8 月より学習支援が始まりました。古川地区でも、制度にあてはまらない子どもたちの学習を支援する方法を早々に検討します。
- ・ アンケートから、日中一時支援事業所の支援時間の延長を求める声があるので、事業所と検討します。
- ・ アンケートから、就労等に結びつけるまでには、基本的な生活習慣を取得できる施設が必要との意見があり、日中一時支援事業所 福祉サービス事業所 放課後等デイサービス、職親等で検討できないか検討します。また、各事業所で宿泊型自立訓練事業もほしいとの意見があり、実施に向けて検討します。
- ・ 日中一時支援事業所が、福祉避難所として活用できないか検討します。

⑤ 障がい者デイサービス 拡充

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障がい者デイサービス	老人デイサービスセンターにおいて、入浴、創造的活動、レクリエーションなどのサービスを提供します

イ サービス見込み量

			第 1 期計画		
項 目	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
障がい者デイサービス	人分	2	3	4	5
	延回数	40	50	60	70

ウ 見込み量確保

- ・ 障がい者デイサービス事業を委託できる事業所が増加すると見込んでいます。

エ 質の向上のための方策

- ・ アンケートから、老人デイサービスとの相互利用の充実や、重度心身障がい児が利用できる事業所の拡大を望む声がありました。そのため、重症心身障がい児を受け入れていただける施設（入浴）の増加を図ります。
- ・ アンケートから、体験してから利用したいとの声があり、「お試しデイサービス」を行い、子どもにも事業所職員にも、また、他の利用者にも無理のない方法を検討します。

⑥ 短期入所（ショートステイ） 拡充

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

イ サービス見込み量（年間）

			第 1 期計画		
	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
短期入所 (ショートステイ)	実人数	3	5	5	5
	日数	60	120	120	120

ウ 見込み量の確保

- ・ アンケート結果から、緊急時の介護支援を望む声が 5.9% 短期入所が 5.0% で、あったため日数の算定を増加し算定しました。（アンケート結果 P 36、37）
- ・ 重症心身障がい児の保護者からの要望が多く、月 2 回はレスパイトできるよう算定しました。
- ・ 介護保険サービス等との相互利用（空床利用）により、老人保健施設や特別養護老人ホーム等での重度心身障がい児のショートステイを考え、日数を算定しました。

エ 質の向上のための方策

- ・ 相互利用のために、子どもや事業所が不安定にならないよう「お試しショート」を行い、子どもにも事業所職員にも、また、他の利用者にも無理のない方法を検討します。
- ・ 事業所の職員研修（実習場所）を体系化します。
- ・ 外部のヘルパーや看護師が、自宅を訪問して障がい児等を介護することで、保護者のレスパイトを図る事業の実施について検討します。
- ・ 市内の医療機関やグループホーム等でのショーステイ実施に向けて検討します。

⑦ 居宅介護（ホームヘルプ） 拡充

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

イ サービス見込み量（年間）

			第 1 期計画		
項 目	単位	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	実人数	1	2	2	2
	日数	55	70	80	90

ウ 見込み量の確保

- ・ アンケート結果から、今後利用したいサービスの居宅介護は 0.8%のため、見込み量を横ばいと考えました（アンケート結果 P36）が、子どもの成長に伴い介護度が高くなったり、家族関係の変化により、需要が見込まれる可能性を考え、日数を増加し算定しました。

エ 質の向上のための方策

- ・ 子どもや事業所が不安にならないよう、無理のない方法を検討します。
- ・ 事業所の職員研修（子どもに特化した内容）を体系化します。
- ・ ヘルパーや看護師が、自宅で障がい児等を介護することで、保護者のレスパイトを図る方法を検討します。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもの保護者から、病院の中や診療中の付き添い（吸引・吸痰のできるヘルパー）を検討してほしいとの意見があり、喀痰吸引等の業務ができるヘルパーの育成を行うとともに、どの事業所もこの業務ができるよう各事業所へ働きかけます。

⑧ 計画相談支援 拡充

サービス名	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
障がい児相談支援	箇所	2 (1)	2 (1)	2 (1)

※ () は飛騨市内事業所数

- ・ 相談支援に従事する従業者については、相談支援に係る実務経験のほか、相談支援従事者研修を受講する必要があります。現任者の資質の向上のため、相談支援従事者の現任者研修および専門コース別研修の機会の充実を図ります。

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障がい児相談支援	支給決定前の障がい児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込み量 (年間)

			第 1 期計画		
項 目	単位(人)	29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
障がい児相談支援 (計画策定)	人数分	84	90	93	95
	件数	5, 921	6, 300	6, 510	6, 700
障がい児相談支援 (計画策定以外)	人数分	—	5	10	10
	件数	—	100	200	200

※ 計画策定件数には、新規・更新時のサービス利用計画のほか、モニタリング（中間見直し）を含みます。

ウ 見込み量確保

- ・ 障がい児通所支援のメニュー増加のため、対象児童や計画策定回数を増加と見込みました。
- ・ 計画策定が義務付けられていない地域生活支援事業のみを利用している子どもへも、個々の子どもに対する支援目標を明らかにし、利用する子どもや保護者、事業者と共に支援に取り組む件数も算定しました。

エ 質の向上のための方策

- ・ 障がい児支援利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、障がい児支援利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、

人材育成及び地域体制の強化を図ります。

- ・ アンケート結果から、必要な日や必要な時間に使えないとの意見があり、利用者ニーズに寄り添う人材育成に努めます。(アンケート結果P35)
- ・ 相談支援に従事する従業者については、相談支援に係る実務経験のほか、相談支援従事者研修を受講し、現任者の資質の向上のため、相談支援従事者現任者研修および専門コース別研修の機会の充実を図ります。
- ・ 飛騨市内の福祉サービス事業所の連絡会を発足し、研修体系を構築します。

3 飛騨市発達支援センターの役割（平成30年度からの挑戦）

「飛騨市が日本一障がい児者に優しいまち」を作るためには、障がいを前提とせず、「暮らしづらさ」をなくすことであると考えます。この、「しづらさ」を「しやすさ」に変えるポイントは、その子の「持ち味」を見つけ、「持ち味」をいかすことです。そのため、2つのセンターを設置します。発達支援センターは、一生涯寄り添い続けるセンターです。

(1) 児童発達支援センター 新規

対象は18歳までです。子どもの、たくさんの「持ち味」を見つけ、にがてな部分をその子独自の「持ち味」に変換するセンターです。また、ライフステージ毎のつながりを大切にし、のりしろ部分をセンターが担います。小さいときから、将来を見据えたサポートを行うために、たからもの手帳の普及啓発を行います。子どもを取り巻く関係機関との連絡会を開催し、常に子どもの最善の方法を検討します。

(2) 基幹相談支援チーム編成の拠点 新規

「持ち味」を活用するために検討するサポートチームが「基幹相談支援センター」です。そのチーム編成の拠点を発達支援センターが担います。1つ1つの問題を、フォーマル、インフォーマルに関係なく、様々な視点から、分野から検討できるチームをその都度編成し、対応します。

(3) 発達支援センター独自事業 拡充

児童発達支援センターを卒業した18歳以上の方の「総合相談窓口」機能、本人・保護者・介護者・支援者をサポートする機能と、さまざまな障がい、障壁を理解するための啓発・研修や、より専門性を高めるための学びの場を提供する機能があります。特に、「ひきこもり」の方への支援方法や、働きたい人が働くための就労支援方法の検討は、発達支援センターの重要な柱に位置づけています。

「ひきこもり」の方の支援では、「ひきこもり」を一方的に非社会的な行動として捉えるのではなく、まず、その人たちの思いに立ってみるということを大切にします。その上で、自宅以外の「居場所」を求める意識を育てるとともに、よりそれぞれの思いに添った「居場所」が選べるように多種多様な「居場所」づくりに向けた動きを支援します。

「就労支援」では、働きたいと思っている人が、働ける飛騨市を目指し、働くための心積もりや、訓練等を飛騨古城特別支援学校等と協働で検討することと、雇用する側としての心積もり、働く人のための職場環境づくりを、就労支援部会等で検討します。

第4章 地域共生社会の実現に向けた取り組み

子どもたちが、「飛騨市で生まれてよかった」「飛騨市で育ってよかった」と思える飛騨市独自の取り組みを推進します。「すべての人々が社会の構成員として住んでいる地域の資源を利用しながら支え合って生活していく」というソーシャルインクルージョンの理念のもと、子どもや家族が地域社会に参加できるように、保育所や学校等の関係機関との連携を強めるとともに、地域住民が互いに支え合い、相互に人格と個性を尊重できる意識を育てます。

1 地域住民が全体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり

(1) 生活のしづらさの理解（啓発・研修会の実施）

- ・ 障がい特性等について、障がい児に関わる家族、保育士、教員をはじめ、市民を対象に計画的に研修を実施し、障がいに対する正しい理解が広がるように取り組みます。
- ・ 生活しづらいと関している本人や家族の思いを理解できる研修会等を開催します。
- ・ 教育委員会では、特別支援教育に関する研修を教員等に対して実施していますが、発達支援センター等で開催する研修・講演会についても教員等に開催を案内し、研修等の機会提供を行います。
- ・ 個々の生活のしづらさの理解が広がるように取り組みます。

(2) 家族への支援

- ・ 生活のしづらさをもつ子どもの家族を支援するため、ピアサポート事業（なかましてらこや）を継続し、その相談内容を解決するため自立支援協議会や関係機関で協議し、課題解決のための施策を実施します。
- ・ 飛騨市社会福祉協議会、民生委員児童委員、主任児童委員等と協働し、家族への支援を行います。

(3) 共生のまちづくり

自らの意思で自らが望む暮らしを選択し、主体的に生きていくことはすべての人に与えられた共通の権利です。地域の中で、生活のしづらさの原因を話し合う機会をつくり、自己の持つ能力や生きる力を十分に発揮し、住み慣れた地域でそれぞれが自己実現できる共生のまちづくりを進めます。

2 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

富山県など先進地では、「多世代交流」「三世代支援」や「宅老所」といった「共生型サービス」の推進に関する実践がなされ、地域社会でも子どもと特別な支援が必要な子どもや高齢者との「多世代型サービス」が進められています。いつでも、誰でも利用できるような事業を円滑に行えるような飛騨市型共生型サービスを推進します。

3 専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

特別な支援が必要な子どもが保健、医療、障がい福祉、教育等の支援を円滑に受けられるような支援体制を構築します。

医療依存度の高い子どもは通常福祉サービスの利用に制限があるため、利用できるサービス資源へのアクセスを向上させます。老人保健施設はなさと、久美愛厚生病院、ナーシングデイ高山が利用可能な施設ですが、すべて高山市にあるため、これらの施設が利用しやすくなる支援を行います。また、医療機関と協働したり、自宅でサービスを受ける等の方法を検討したりします。

また、医療機関と協働したり、自宅でサービスを受けたりする等の方法を検討します。福祉にも医療にも精通するケアマネージャー（コーディネーター）を配置し、特別支援学校等在学時から、教育委員会・特別支援学校と、個々の児童の卒業後の進路に向けての事前の準備や受入先の開拓および環境調整を行っていきます。

4 その他

（１）支援者の人材育成と相談対応

障がい児等に対する福祉サービス事業所等に働く職員の人材育成のための研修体系を構築します。

（２）危機管理

① 避難行動要支援者名簿の整備

- ・ 避難行動等支援者名簿の更新を随時行うことができるよう名簿の編集方法を改正します。
- ・ 避難時に配慮が必要な子どもであることが、周りの方に理解していただけるため、たかもの手帳、支援編の活用方法について、障がいのある人を支える会等の障がい児者団体等と協議します。

② 災害情報の伝達手段の周知

- ・ 聴覚障がい者等への情報提供として、災害がいの情報のメール発信等を消防本部と連携して実施します。
- ・ 災害後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所・福祉避難所に支援対象の子どもが避難しているか調査をします。

- ・ 情報の取得が支障なくできるように、わかりやすい表現で、文字情報や手話による伝達、ゆっくりとしゃべる等それぞれの特性に応じた情報提供方法を検討します。

③ 福祉避難所等の設置

発災時、まずは命を守るため最寄りの避難場所へ、命の危険が去った後に避難場所で避難生活を送っていただきます。

福祉避難所とは、災害時に避難所生活で特別な配慮を必要とする方々の避難生活の場として、必要に応じて開設される二次避難場所です。

- ・ 市の防災計画の見直しに合わせて、避難所、福祉避難所での特別な配慮が必要な子どもの対応について検討します。
- ・ 福祉避難所に関する情報を関係者とともに広く市民に周知します。
- ・ 福祉避難所における対象児童の支援に必要な物資・器材や専門的な技術を要する人材の確保、対象児童の移動手段の確保についても、関係団体、事業者との協議等、今後検討します。

④ 地区の避難所での特別な配慮の必要な子ども対応の啓発

- ・ 配慮の必要な子どもには、一般の被災者の理解と協力が不可欠です。たからもの手帳を活用し、互いに安心して避難生活がおくれるよう、理解の普及啓発を図ります。
- ・ 地区の避難所での配慮の必要な子どもへの対応方法の啓発や福祉避難所開設マニュアルの作成を行います。

(3) 差別意識の撲滅

① 啓発広報活動の推進

支援の必要な子ども等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、支援の必要な子ども等の理解を深めるための、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

ア 啓発事業や広報媒体を通じた理解の促進

「支援の必要な人が暮らしやすい社会は、すべての人にとって暮らしやすい社会である」という認識を広め、人権尊重の理念を普及するため、啓発事業や広報を充実します。

イ 支援の必要な人や市民との協働による啓発活動を推進

障がいのあるなしにかかわらず「お互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生社会」の実現をめざし、支援の必要な人への理解を促進するために、支援の必要な人や幅広い市民との協働参加による啓発活動を推進します。

ウ 職員等の理解促進

市職員や公共交通関係職員、市民利用施設、商業施設などの職員を中心に、支援の必要とする人に対する正しい理解促進を図ります。

② 人権教育・福祉教育等の推進

障がいや障がい者に対する差別だけでなく、あらゆる差別や偏見をなくすため、人権教育

を推進するとともに、市職員に対する研修の充実に努めます。

ア 幼児期・小学校期における人権教育

保育園や学校教育において、あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな人権尊重教育を行うとともに、共に学び共に遊ぶ中で、支援の必要な子どもに対する正しい理解を推進します。

イ 市職員・教職員等支援者への人権教育

障がい者施策や事業を担当する市職員及び教育を担当する職員は、障がいや障がい者への理解を最も求められる立場にあることから、人権尊重を基本とした研修を計画的かつ継続的に実施します。

第4編 計画の推進に向けて

1 障がい福祉サービス等の円滑な提供

(1) 制度の周知

国では、地域における共生社会の実現に向け、様々障がい福祉制度の改革が進められおり、利用者が適切なサービスを利用していく上で、制度への理解を深めていくことが不可欠です。

制度の実施にあたっては、広報やホームページなどの活用はもとより、窓口や訪問、出前講座などの機会をとらえて制度の周知、啓発を図ります。また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

(2) 総合的な相談支援体制の整備

障がいのある人が地域社会で、安心して暮らしていくことができるよう、総合相談窓口を設置し、地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの様々な相談に対応しています。また、基幹相談支援センターをはじめ、相談支援機関・事業者の役割分担のもとに、様々な相談に対してきめ細かく対応できる相談体制の充実に引き続き努めます。

(3) 障がい福祉サービス等見込み量確保の方策

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量を確保するため、受け皿となる事業所の参入を促進します。

具体的には、障がい福祉サービス事業者等への情報提供、介護保険事業者への働きかけ、国や県の補助事業を活用した基盤整備などにより、既存事業所の規模の拡大や多機能化、新規事業者の参入を図ります。

また、サービス量だけでなく、サービスの質の向上も求められることから、研修情報等の提供、県や飛騨地域の市村と連携した事業所への助言・指導、監査の実施、自立支援協議会等を活用した各事業所に共通する課題への対応など、関係機関とも連携を図りながら、良質なサービス提供体制の確保に努めます。

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の進行管理

この計画の進捗にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の推進状況については、障がい者団体をはじめとする各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者・行政関係者等で構成される自立支援協議会や各部会等へ各年度の進捗状況を報告し、点検・評価を受けるとともに計画を推進していくための方策・提案などを受け、計画の施策に必要な事業の検討を行います。また、必要に応じ計画の見直しを行います。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に反映していきます。

（２）計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障がい者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などあらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、飛騨市各分野間における連携・調整の強化を図り、障がい者福祉施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業、事業者等との連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要なサービスが行き届くサービス体制の充実に努めます。

あわせて、障がい者福祉施策の円滑な推進に向け、国・岐阜県、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などこれら機関に要請します。そして、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。